

**第2次日出町男女共同参画基本計画  
～後期基本計画～**

**日 出 町**



## はじめに



少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会を迎え、町政を取り巻く社会情勢は今後大きく変化していくことが予測されます。

このような中で、日出町では、「住むことに喜びを感じるまち～安心して暮らせて活力が実感できるまちづくり～」を目指し、町民の皆様からは「住んで良かった」と思ってもらえるまちづくり、町外の皆様からは「住むなら日出町」と思ってもらえるまちづくりを進めているところです。

まちの明るい未来を築くためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが必要不可欠です。

日出町では、平成18年に「日出町男女共同参画推進条例」を制定し、平成22年に「日出町男女共同参画基本計画」を策定、また平成28年には「第2次日出町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してまいりました。

この計画の期間は10年間であり、中間年にあたる令和2年度に「日出町男女共同参画意識調査」を実施し、その結果を基に今回、令和3年度から令和7年度までの「第2次日出町男女共同参画基本計画 後期基本計画」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現は、行政の取り組みだけで実現できるものではなく、町民の皆様や事業所、関係団体、行政等がともに協力・連携しながらそれぞれの立場で主体的に進めていくことが何よりも重要です。皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました「日出町男女共同参画審議会」の委員各位をはじめ、町民意識調査でアンケートにご協力を賜りました町民の皆様や多くの関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和3年5月

日出町長 本田博文

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2

## 第2章 計画の概要

1	めざす男女共同参画のすがた	3
2	基本理念	3
3	総合目標	4
4	基本目標	4
5	計画の体系図	6

## 第3章 基本目標と施策

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり	7
重点目標1	男女共同参画の正しい理解の促進と意識改革	7
重点目標2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	11
重点目標3	高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	14
基本目標Ⅱ	男女の平等と人権の尊重	17
重点目標1	生涯を通じた健康支援	17
重点目標2	女性に対するあらゆる暴力の根絶	20
重点目標3	男女の平等と人権を守る環境づくり	26
基本目標Ⅲ	あらゆる分野における女性の活躍	29
重点目標1	政策・方針決定過程への女性の参画推進	29
重点目標2	雇用等の分野における男女共同参画の実現	32
重点目標3	男女の仕事と生活の調和	36
重点目標4	あらゆる分野への男女共同参画へ向けた推進	40
数値目標一覧		44

## 第4章 計画の実現に向けて

1	推進体制	45
---	------	----

## 資料編

日出町男女共同参画推進条例	47
大分県男女共同参画推進条例	52
男女共同参画社会基本法	58

# 第1章

# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年7月に「日出町男女共同参画推進条例」を公布・施行し、平成22年7月に「日出町男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成28年4月に前計画を見直し「第2次日出町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。

「第2次日出町男女共同参画基本計画」の計画期間は10年間で、5年ごとに前期と後期に分け、基本計画を策定します。前期基本計画を検証するため、令和2年度に「日出町男女共同参画意識調査」を実施しましたが、性別による固定的な役割分担意識や、男女共同参画についての正しい理解が進んでいない結果となりました。

意識調査で分かった現状の課題解消と人口減少社会や働き方・暮らし方の変革など社会経済情勢の急激な変化、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流への対応を図るために、後期基本計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

(1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び日出町男女共同参画推進条例第9条に基づく、日出町の男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な計画（市町村男女共同参画計画）として策定したものです。

国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」を勘案し、「日出町総合計画」と整合性を図りながら推進するものです。

(2) この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として策定したものです。

(3) この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定したものです。

(4) この計画は、基本理念をもとに、行政だけではなく、町民、事業者等の皆さんと協働しながら町が一体となって計画を進めていくものです。

(5) この計画は、策定に先立ち町民を対象とした「男女共同参画に関する意識調査」の結果や、「日出町男女共同参画審議会」からの提言、町民からのパブリックコメント等を反映させたものです。

## 男女共同参画に関する町民意識調査の概要

- 1 調査目的 町民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、計画や施策に反映させるため
- 2 調査対象者 満18歳以上の日出町在住の町民1,000人  
(18歳～29歳、30代、40代、50代、60代以上の男女各100人ずつ)
- 3 調査期間 令和3年1月18日～2月5日
- 4 調査方法 郵送による配布・回収
- 5 回収状況 有効回収数382人(男性160人、女性216人)
- 6 備考 ①計画に掲載している調査結果の数値は、回答率(%)で示している  
②集計は、百分比の小数点以下第2位を四捨五入している  
③2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合がある。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、「日出町総合計画」との整合性を図るため、2016年度(平成28年度)から2025年度(令和7年度)までの10年間とします。

このうちの2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)までを後期基本計画とします。

#### 第2次日出町男女共同参画基本計画(10年間)

前期基本計画					後期基本計画				
H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025

### 1 めざす男女共同参画のすがた

日出町男女共同参画推進条例に基づき、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組みを明るい将来を展望できる町政の実現をめざします。

### 2 基本理念

日出町男女共同参画推進条例には、以下の7つの基本理念が規定されており、行政をはじめ、企業・各種団体や町民のみなさんすべてがこれらの視点に立って、男女共同参画に取り組まなければなりません。

#### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されなければなりません。

#### ② 社会における制度・慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければなりません。

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにしなければなりません。

#### ⑤ 男女共同参画を推進する教育の充実

幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進の意義を浸透させなければなりません。

#### ⑥ 男女の身体的特徴の理解と健康への配慮

男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにしなければなりません。



## ⑦ 国際的取組みへの協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行わなければなりません。

また、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）によるジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントの進展を真剣に受け止め、国際的な取組に貢献していく必要があります。

## 3 総合目標

条例に規定された 7 つ基本理念をもとに、この計画の総合目標は、「男女共同参画社会の実現」とし、その下に 3 つの基本目標を定め、基本目標ごとに重点目標を設定します。

## 4 基本目標

総合目標を達成するために、次の 3 つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

**基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり**

**基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重**

**基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍**

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり

男女共同参画社会の実現において、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的な性別役割分担意識があり、家庭、地域、働く場など社会のあらゆる場面で根強く残っていると考えられます。

固定的な性別役割分担意識を解消するために、町民の男女共同参画に関する認識と正しい理解を深め、定着させる取組が必要です。

### 基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重

性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会を形成するためには、男女が対等な関係でなければなりません。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識などから、男女が対等な関係とは言い難く、また、配偶者等からの暴力や性犯罪は重大な人権侵害となっています。

男女がともに助け合って、お互いの人権を尊重できる環境を整え、社会全体がきめ細かいサービスや支援をする環境づくりが必要です。

### **基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍**

男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。しかし、令和2年度に実施した町民意識調査によると、現状では家事・育児・介護等の多くを女性が担っている状況です。また、家庭生活や職場での男女の地位は、男性のほうが優遇されていると感じている人の割合が高く、女性の社会進出には多くの困難が生じています。

女性の社会参画を進めるために、社会全体でさらに支援していく必要があります。

## 5 計画の体系図

基本目標		重点目標		施策の方向性	
総合目標 （男女共同参画社会の実現）	I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり	1 男女共同参画の正しい理解の促進と意識改革		①	男女共同参画に関する広報・啓発の推進
				②	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
		2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実		①	学校教育における男女平等の推進
				②	社会教育などにおける男女共同参画に関する教育・学習の推進
		3 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境づくり		①	高齢者が安心して暮らせる環境づくり
				②	障がい者が安心して暮らせる環境づくり
	II 男女の平等と人権の尊重	1 生涯を通じた健康支援		①	生涯を通じた心身の健康づくりへの支援
				②	妊娠・出産等に関する健康支援
				③	性と生殖の健康と権利に関する意識の浸透・支援
		2 女性に対するあらゆる暴力の根絶（日出町DV対策基本計画）		①	配偶者等からの暴力（DV）などへの対策の推進
				②	セクシュアルハラスメントなどへの対策の推進
		3 男女の平等と人権を守る環境づくり		①	固定的な性別役割分担の是正
②	人権に関する啓発の推進・相談の充実				
III あらゆる分野における女性の活躍（女性活躍推進法に基づく日出町推進計画）	1 政策・方針決定過程への女性の参画推進		①	各種審議会等委員の女性登用促進	
			②	職場における役職・管理職への女性の登用促進	
			③	女性人材の育成・確保	
	2 雇用等の分野における男女共同参画の実現		①	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	
			②	女性の就業継続、再就職のための支援	
	3 男女の仕事と生活の調和		①	ワークライフバランスの実現	
			②	男女がともに担う子育てや介護の支援	
	4 あらゆる分野への男女共同参画へ向けた推進		①	地域社会における男女共同参画の推進	
			②	農林・商工などにおける男女共同参画の推進	
			③	防災・災害などにおける男女共同参画の推進	

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりと環境づくり

### 重点目標1 男女共同参画の正しい理解の促進と意識改革

#### 【現状と課題】

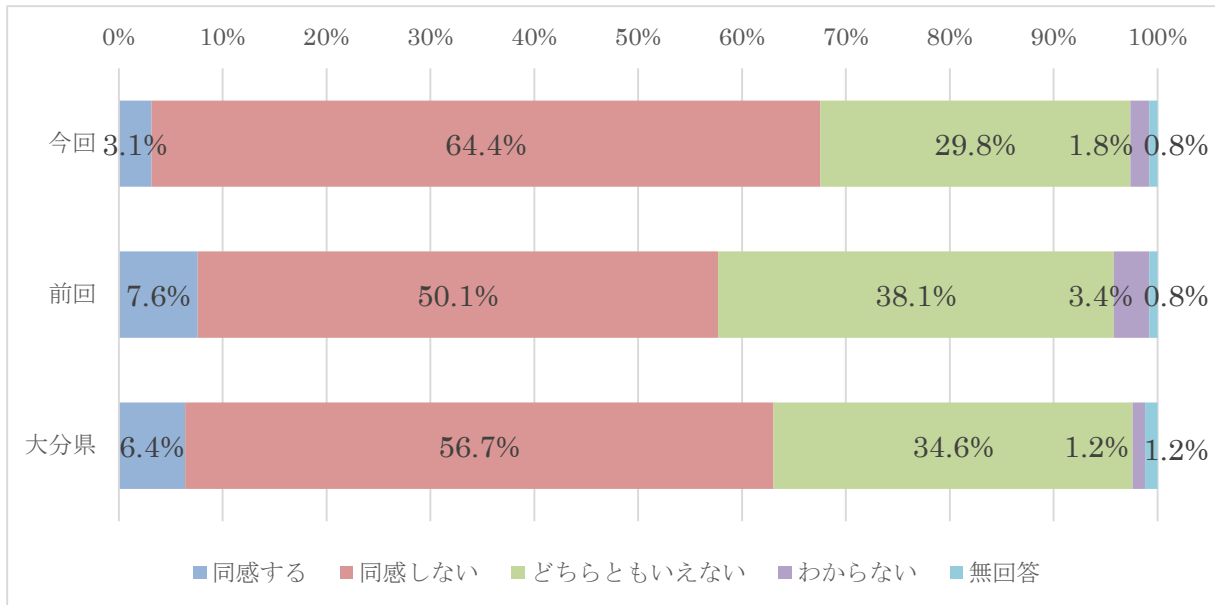
「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別役割分担意識は、社会のあらゆる場面で男女の健康問題、人権侵害、暴力などに結びつくことがあります。その意識の解消をめざし、男女共同参画に関する認識と正しい理解を深めなければなりません。

町の意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」と回答した人の割合は全体の3.1%となっており、性別に基づく固定的役割分担意識がまだ残っています。

また、「男女平等や男女共同参画をテーマにする話題にどの程度関心がありますか」という設問に対し、「あまり関心がない」、「全く関心がない」と回答した人の割合が40%という結果になりました。

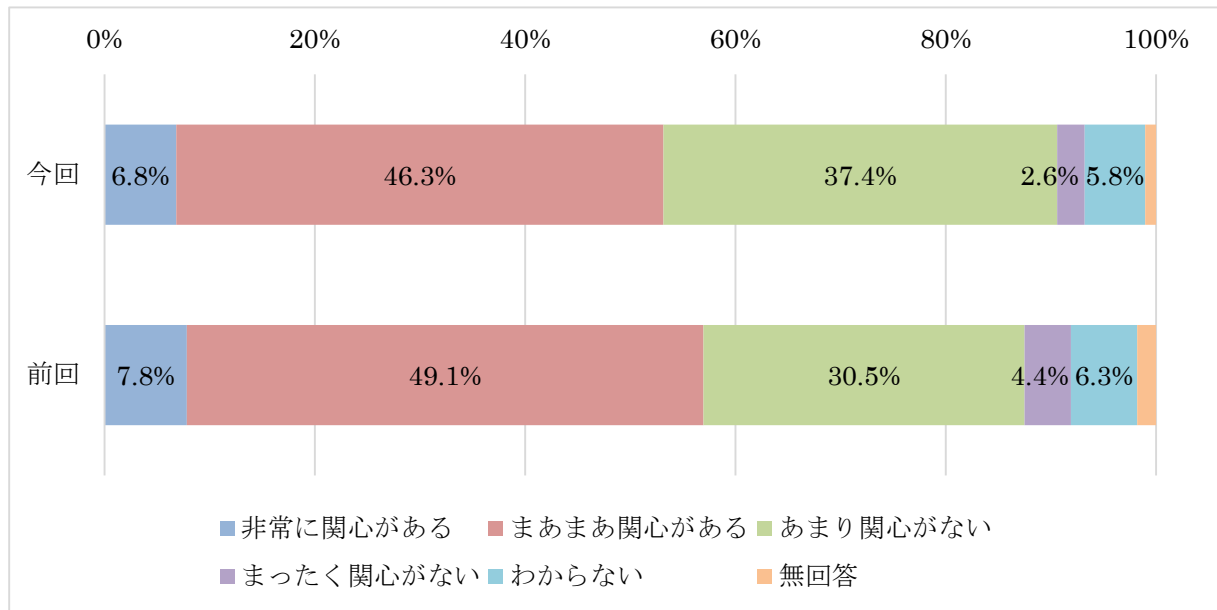
こうしたことから、町民の男女共同参画に関する認識と正しい理解を深めるために、積極的な広報活動を実施し、男女共同参画に関する情報提供や男女共同参画週間の啓発活動などを行うことが必要です。

#### ● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（単一回答）



（令和2年度日出町男女共同参画に関する意識調査より）

●あなたは男女平等や男女共同参画をテーマにする話題に関心がありますか（単一回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 男女共同参画に関する 広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女を問わず、子どもや若年層、高年層に対して町のホームページや町報などによる広報・啓発活動の充実</li> <li>・男女共同参画に関する講演会・ワークショップ・出前講座等の開催</li> <li>・男女共同参画に関する町民意識調査の実施や結果の収集・情報提供</li> </ul>	総務課  総務課  総務課
② 男女共同参画の視点に 立った社会制度・慣行の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の様々な場面における慣行や、性別で不利益を生じているものやおそれがあるものについて、見直しの呼びかけ</li> <li>・家庭、地域、職場などでの固定的な性別役割分担意識を見直すため、広報等で意識啓発</li> </ul>	総務課  総務課

地域・職場がすること
○積極的に男女共同参画に関する講演会や研修会に参加しましょう ○事業所や地域の各種団体において、役割分担について話し合い、あらゆることを性別関係なく男女が互いに協力しましょう

みんながすること
○家庭の中で、役割分担について話し合い、家事などをお互いが協力して行っていきましょう ○固定的な性別役割分担意識の是正に向けた啓発活動に参加しましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
男女平等や男女共同参画をテーマにする話題に関心がある割合 【8ページ図表を参照】	53.1%	80%

### **固定的な性別役割分担意識**

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

### **男女共同参画週間**

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間 を「男女共同参画週間」を設けています。

この週間において、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しており、日出町でも啓発活動を実施しています。

## 重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 【現状と課題】

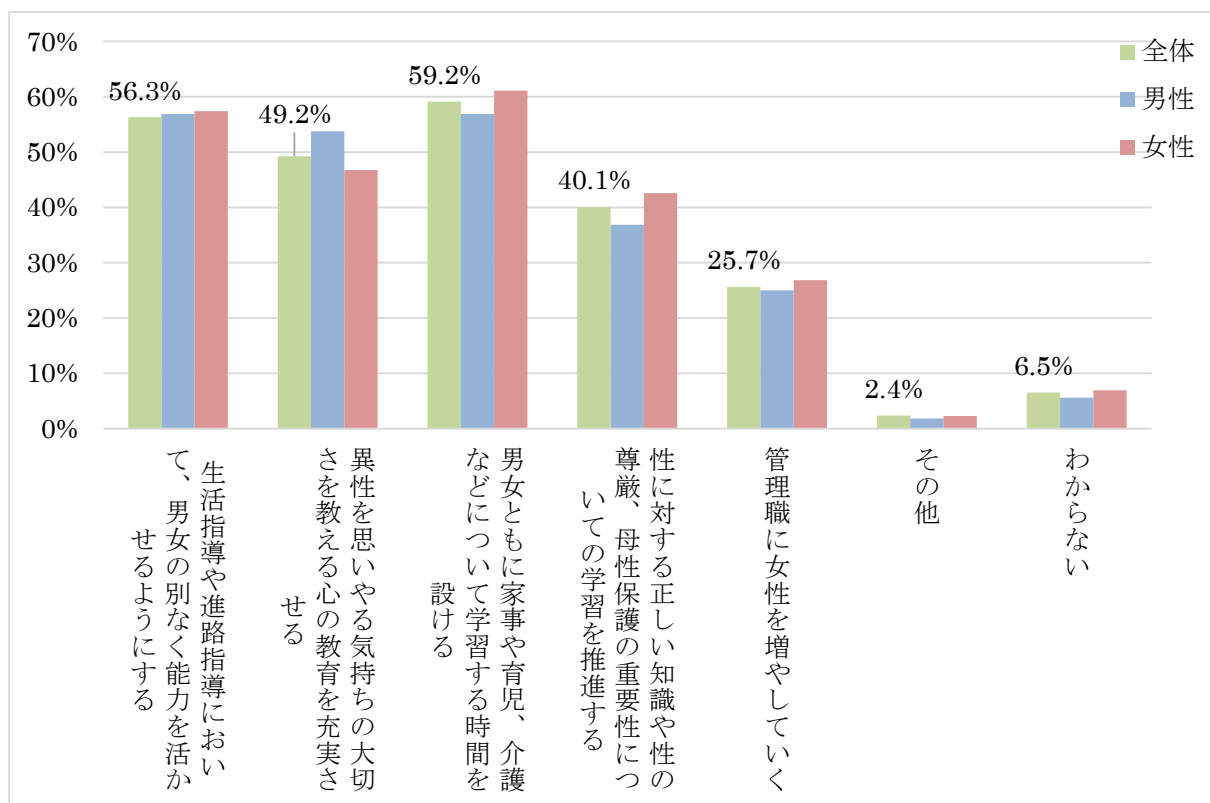
男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、個性と能力を発揮し、自立の意識を有することが不可欠あり、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育や学習の役割がとても重要です。

人権尊重・男女平等の意識を育てるにあたり、子どもの「生きる力」を育む場となる学校生活・学校教育の担う役割は大きく、町民意識調査によると、男女の地位は平等であると感じている人の割合は、「学校教育の場」が53.9%と最も高い結果となっています。

今後も学校教育において、教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、計画的・体系的な研修を実施し、教育・学習の充実を図ることが必要です。

また、あらゆる世代の男女が個性と能力を発揮し、社会の様々な分野に参画する能力を身につけるためには、人格形成期にあたる幼少期からの教育や生涯にわたって学習の機会が確保され、自分の生き方について多様な選択ができることが重要です。

### ●学校教育で力を入れていくべきこと（複数回答）





日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 学校教育における男女平等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画を推進する教育・学習の充実</li> <li>・学校関係者に対する意識の啓発や研修会・講演会の実施</li> <li>・男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の促進</li> <li>・子どもが健全に育つためのメディア・リテラシーの向上や望ましい人間関係の構築のための教育・学習の充実</li> </ul>	学校教育課 学校教育課 学校教育課 学校教育課
② 社会教育などにおける男女共同参画に関する教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携による多種多様な学習機会の提供</li> <li>・地域住民等による学校教育活動の支援や子どもの体験・学習活動等を支援する体制づくりを推進</li> <li>・各種講座や情報提供により、女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実を促進</li> <li>・人権教育推進の指導者の養成</li> <li>・人権意識の高揚のための教育・啓発</li> <li>・ダイバーシティ（多様性）を理解するための国際交流の推進</li> </ul>	教育総務課 学校教育課 社会教育課 学校教育課 教育総務課 社会教育課 学校教育課 教育総務課 住民課 社会教育課 政策推進課

地域・職場がすること
○「男の子だから」「女の子だから」といった固定的な性別役割分担意識を、大人の価値観で子どもたちに植えつけないようにしましょう

みんながすること
○家庭内で、子どもたちに、人を尊重することや、男女が力をあわせて物事を進めていくことの重要性を伝えましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
学校教育の場において、「男女の地位が平等」と感じる人の割合 【26 ページ図表を参照】	53.9%	75%

### キャリア教育

子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけのこと。

### メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

### エンパワーメント

「力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。

### 重点目標3 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

#### 【現状と課題】

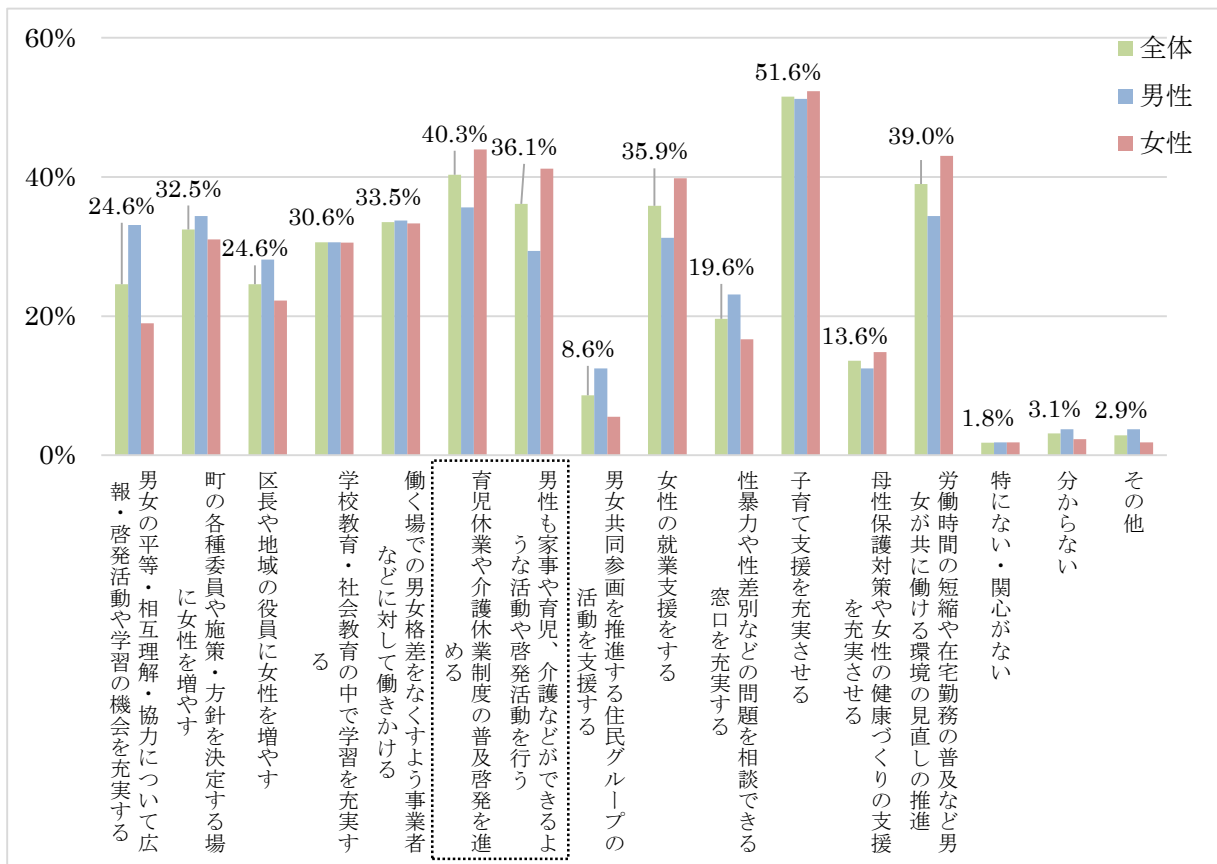
少子高齢化の進展により、高齢者の人口は年々増加していますが、高齢者人口に占める女性の割合は高く、介護の負担は主に女性が担っている状況であることから、高齢者の問題は女性の問題と深く関わっています。

町民意識調査によると、心豊かな生活を実現するためには、育児休業や介護休業制度の普及啓発や、男性も家事や育児、介護などができるような活動や啓発活動に力をいれてほしいという女性の回答が多くありました。介護の負担が女性に集中することなく、地域全体で高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めていかなければなりません。

また、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の実現をめざし、障がい者が安心・自立した生活を送れるよう障害福祉サービス等の基盤の整備を進める必要があります。

ユニバーサルデザインの考え方を基本として、年齢や性別、障がいの有無、文化などの違いにかかわらずだれもが地域社会の一員として支え合い、安心して暮らし、一人ひとりが持つ力を発揮して元気に活動できるユニバーサル社会の実現を目指します。

#### ●日出町行政に力を入れてほしいこと（複数回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者自身や高齢者を支援する町民による自主的な地域活動の推進</li> <li>・ 地域包括ケアの推進</li> <li>・ 介護者支援の充実</li> <li>・ 認知症施策の推進</li> <li>・ 高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止の強化</li> <li>・ 高齢者の臨時的・短期的な就業機会の確保</li> </ul>	福祉対策課 健康増進課 健康増進課 健康増進課 健康増進課 商工観光課 商工観光課
② 障がい者が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援</li> <li>・ 障がい種別によらない一元的なサービスの充実</li> <li>・ 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを構築するためのサービス提供体制の整備</li> <li>・ 年齢や障がいの有無、性別などにかかわらず、誰もが安心して暮らせるユニバーサル社会の実現</li> </ul>	福祉対策課 福祉対策課 福祉対策課 福祉対策課

地域・職場がすること
○あらゆる立場の人々が暮らしやすい、優しい関係の地域づくりを進めましょう

みんながすること
○積極的に地域の支え合い活動に参加しましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
地域ぐるみで支えあう福祉体制が整備されていると感じる町民の割合	56.5%	70%
障がいの有無にかかわらず、生きがいを持ち安心して生活できると感じる町民の割合	64.1%	70%

**地域包括ケア**

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されること。

**ユニバーサルデザイン**

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## 基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重

### 重点目標1 生涯を通じた健康支援

#### 【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重することは、男女共同参画の前提と言えます。

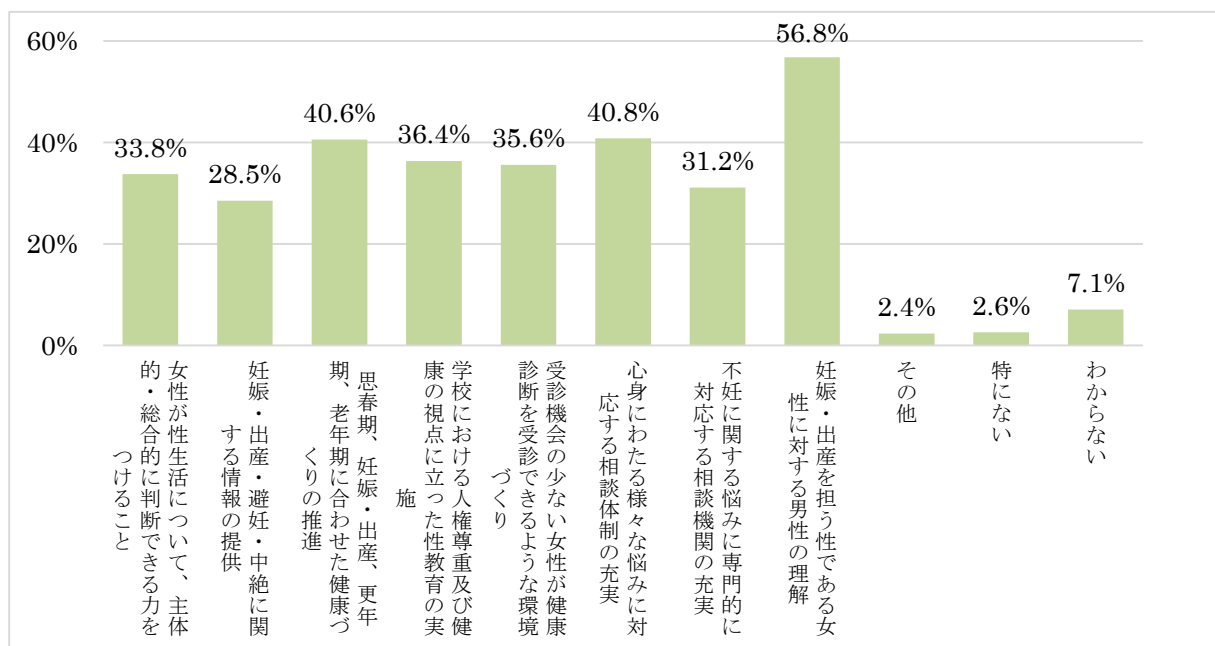
私たちの生涯にわたる心身の健康づくりは、性別にかかわらず、住民が充実した生活を送るための重要な課題であり、乳幼児期から高齢期までの人生の各ステージに応じた心身の健康管理が必要です。

また、女性は、子どもを産み育てるために男性とは異なる身体上の特徴があり、妊娠・出産期は女性のライフスタイルにとって大きな節目です。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点から、この権利を実現するために、女性が安心して安全に子どもを産み育てることができる支援体制の充実が必要です。

町の意識調査によると、「女性が生涯にわたり心身ともに健康であるため大事なこと」は、「妊娠・出産を担う性である女性に対する男性の理解」と回答した人が全体の56.8%と最も高くなっており、女性に対する男性の理解が求められています。

町民一人ひとりが生涯を通して、心身ともに健康であることの重要性や、男女の性に関する正しい知識・情報を知り、性別にとらわれることなくお互いを認め合い、尊重することが大切です。

#### ●女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために大事なこと（複数回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診しやすいがん検診体制の充実、特定健診及びがん検診等の広報啓発の推進</li> <li>・生活習慣病予防に関する知識の普及、情報提供</li> <li>・喫煙や飲酒が心身に及ぼす影響についての正しい知識や情報の普及・啓発</li> <li>・こころの健康促進のための相談体制の充実、生涯にわたり男女が健康を保持・増進できるよう、スポーツ活動の推進</li> <li>・子どもから大人まで生涯にわたって健全な食生活を送るための食育の普及・啓発</li> </ul>	健康増進課  健康増進課  健康増進課  健康増進課 福祉対策課 文化・スポーツ振興課  健康増進課 子育て支援課 農林水産課 学校教育課 社会教育課
② 妊娠・出産等に関する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠時の健診やお母さん教室、各種サービスに関する情報提供の充実</li> <li>・ペリネイタル・ビジット、乳幼児健康診査、出産・子育ての相談など、切れ目のない母子保健活動の推進</li> </ul>	子育て支援課  子育て支援課
③ 性と生殖の健康と権利に関する意識の浸透・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の性についての正しい知識、人権の尊重や母性保護の重要性についての学習の推進</li> <li>・母性保護の意識向上のための情報提供や啓発の充実</li> </ul>	学校教育課  総務課 子育て支援課

地域・職場がすること
<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期的な健診の実施をしましょう</li> <li>○産前・産後の休暇をとりやすい職場環境を整備しましょう</li> </ul>

### みんながすること

- からだと心の健康について関心を持ち、健康を保持・増進できるようにしましょう
- 心と体をつくる大切な食習慣と食文化を学びましょう
- 気軽に相談できる相手をつくり、妊娠・出産の不安や困りを解消しましょう
- 男女の性について、正しい知識・情報を持ち、お互いを尊重しましょう

#### 【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
男性のお達者年齢	80.0歳	81.0歳
女性のお達者年齢	84.4歳	85.4歳
職場において、喫煙者の配慮がないと感じた妊婦の割合	2.3% (令和元年度)	0% (令和6年度)
朝食を毎日食べている子どもの割合 (小学生)	91.6% (令和元年度)	99% (令和6年度)

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

### ペリネイタル・ビジット

育児の不安を軽減するために、産婦人科医から小児科医への紹介により、小児科で育児に関する保健指導を受けることができること。

### お達者年齢

一般的に、「健康寿命」とは、健康な状態で生存する期間のことですが、お達者年齢は、大分県が独自に算出する健康寿命のことで、介護保健の要介護1までの人を健康と定義しています。



## **重点目標 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

(配偶者暴力防止法に基づく日出町DV対策基本計画)

### **【現状と課題】**

配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカ一行為などの暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるべきではありません。暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するために克服すべき重要な課題です。

DV被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的役割分担意識や男女の置かれている状況などに根ざした社会的構造が背景にあります。

女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。

また、近年インターネットなどの普及により、ポルノ画像等の違法・有害な情報が氾濫し、接触が容易になっており、児童ポルノ等の流通・閲覧が問題になっていることから、子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進も必要です。

町民意識調査によると、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春等の暴力をなくすためには、「学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」と回答した人が64.1%と最も高く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う」が55.8%という結果でした。

暴力をなくす社会をつくるために、学校と家庭で人権問題や暴力を防止するための教育を実施し、また、被害者保護のための支援策や町と関係機関相互の相談体制の連携強化を図ることが大切です。

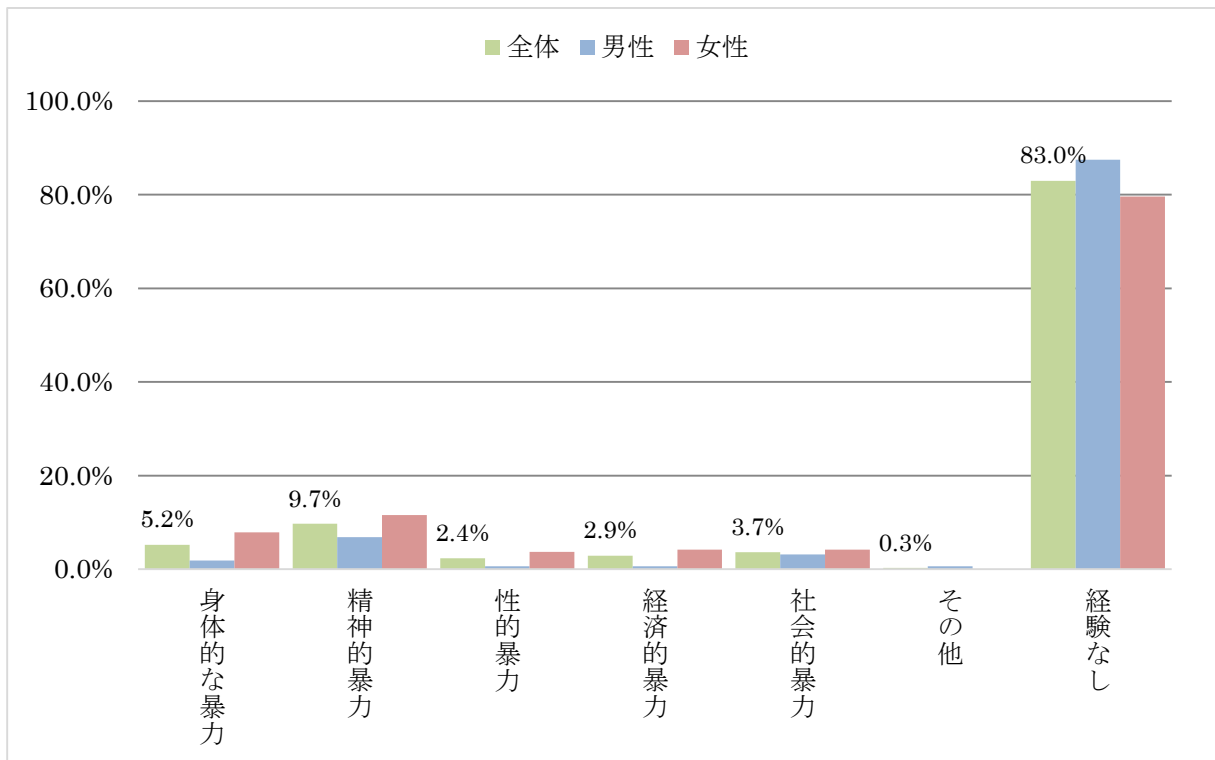
### **DV (ドメスティックバイオレンス)**

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。

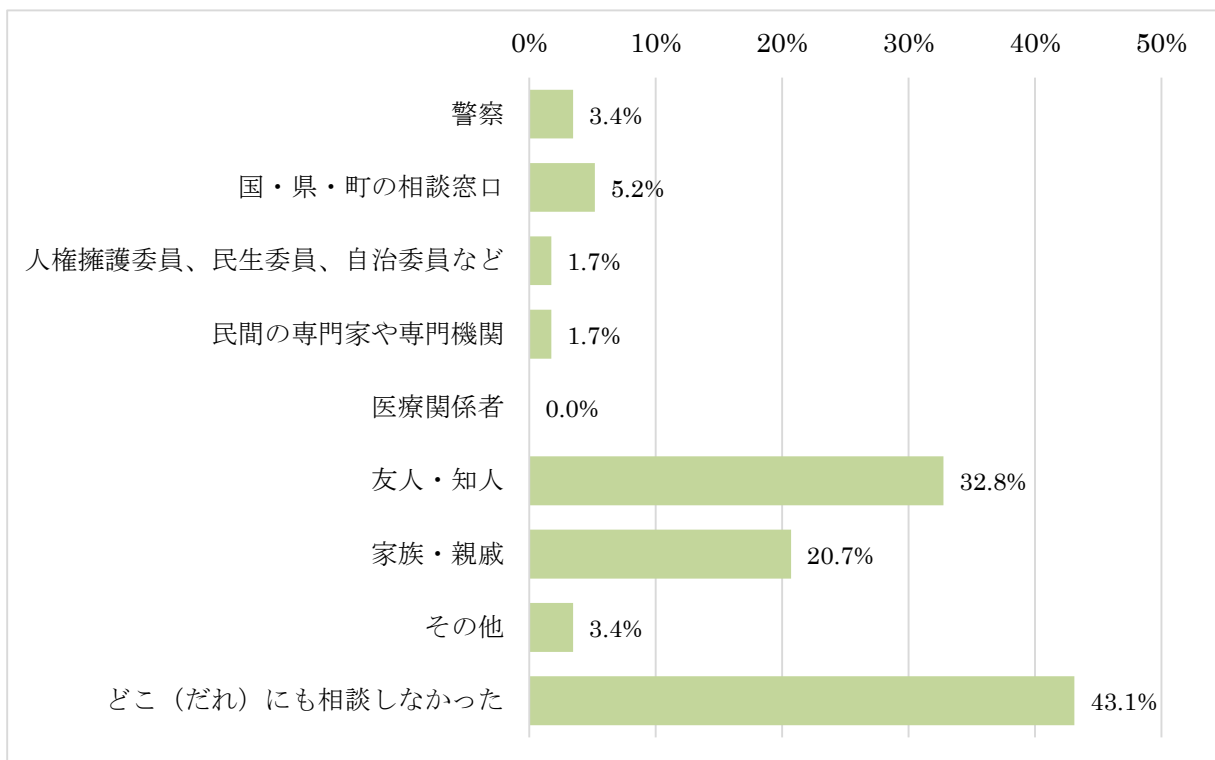
DV防止法では、身体的暴力だけではなく、精神的暴力・性的暴力も「暴力」にあたりとされています。このように暴力は様々な形態があります。

- 身体的暴力(殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す 等)
- 精神的暴力(無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫(殺すぞ・死ぬ等) 等)
- 性的暴力(避妊に協力しない、性行為の強要、ポルノビデオ等を無理やり見せる 等)
- 経済的暴力(生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる 等)
- 社会的暴力(外出を制限する、交遊関係や電話を細かくチェックする 等)

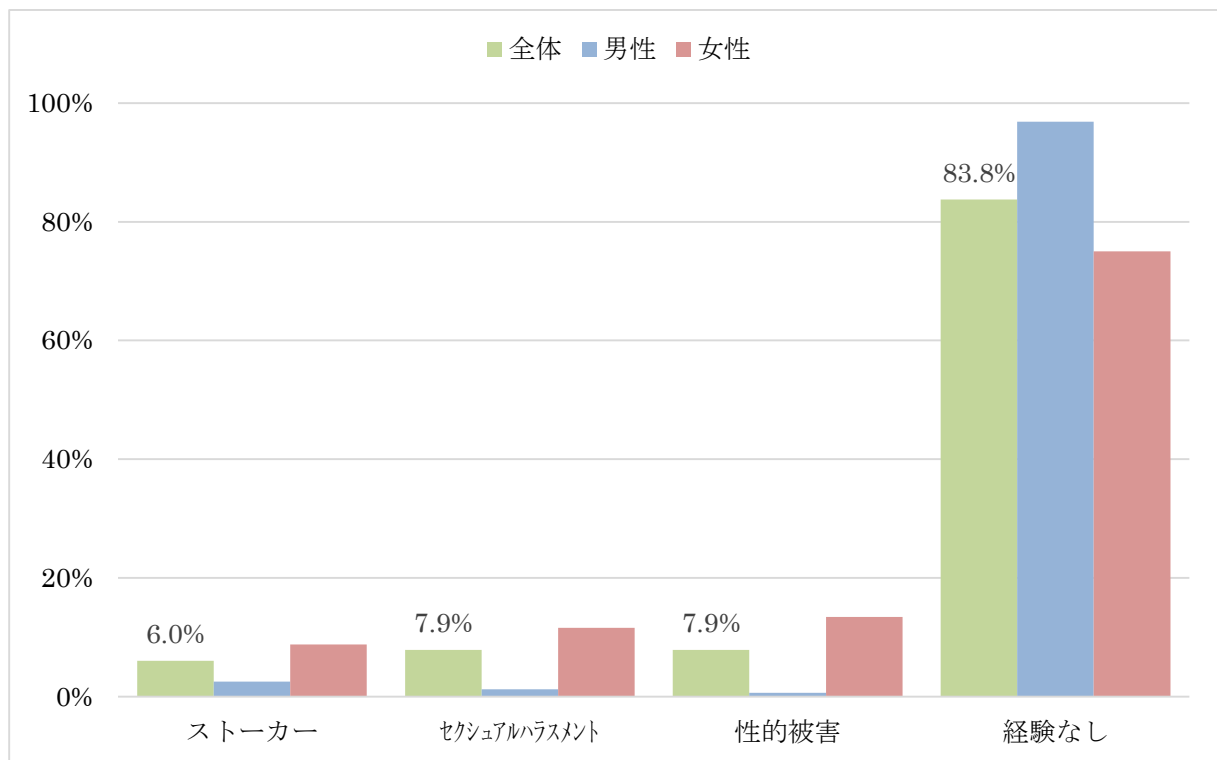
●DV被害の経験の有無について（複数回答）



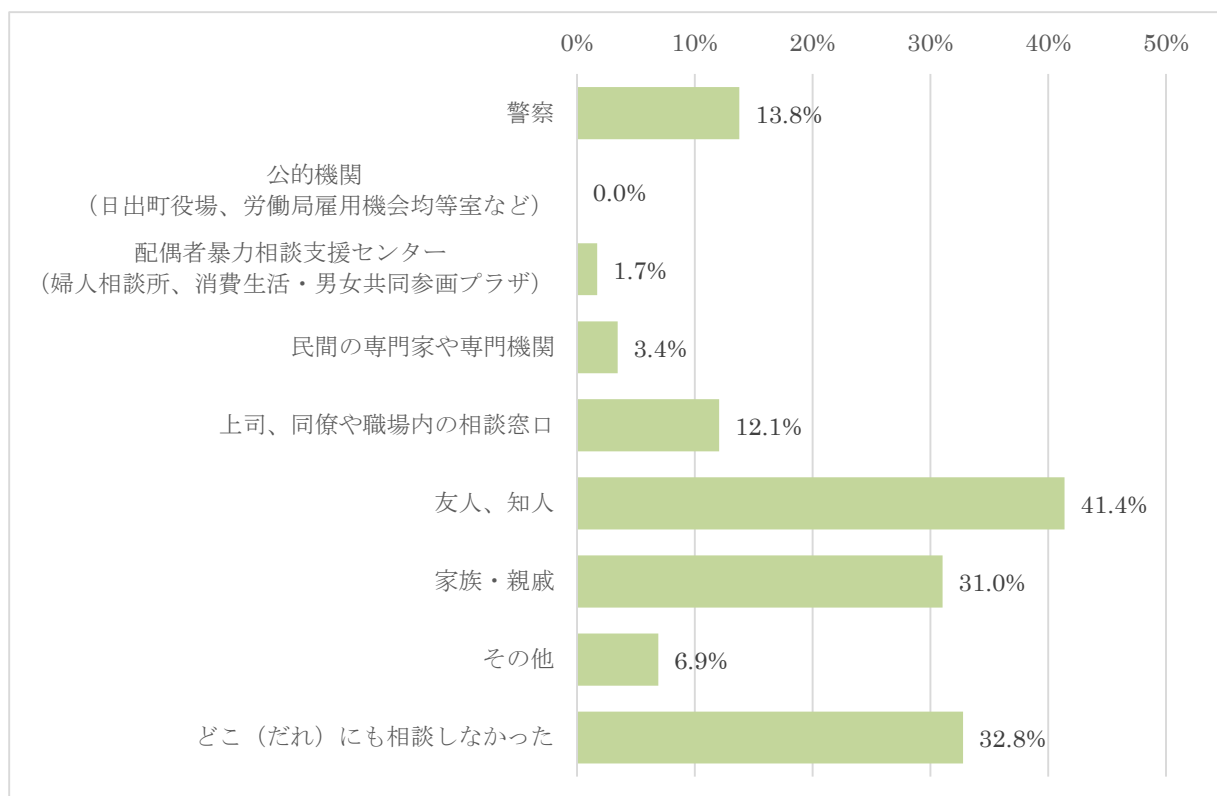
●DV被害の相談状況（複数回答）



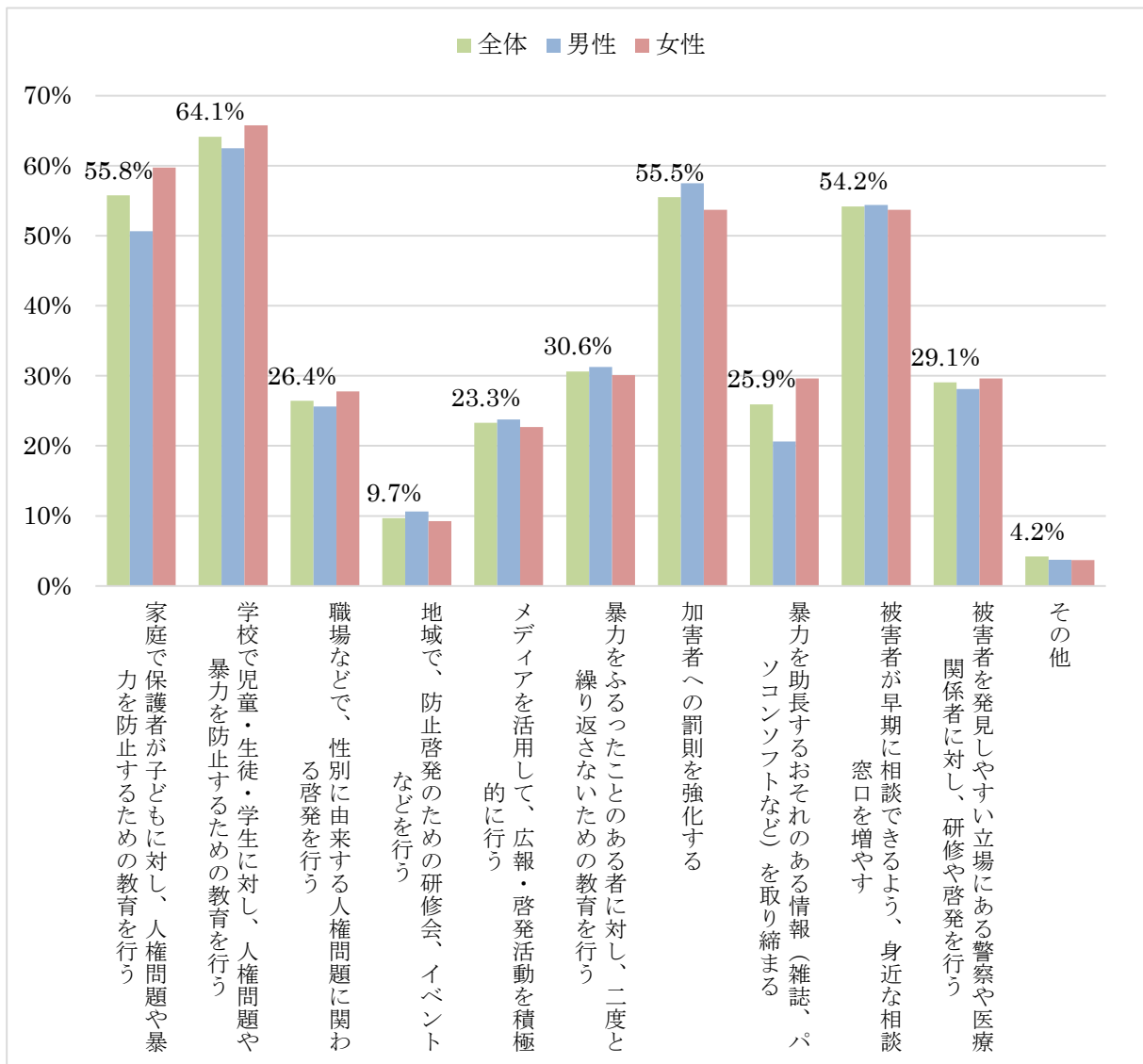
●ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性的被害の経験の有無について（複数回答）



●ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性的被害の相談状況（複数回答）



●性犯罪、ハラスメント行為、ストーカー行為等の暴力をなくするために必要なこと  
(複数回答)



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 配偶者等からの暴力（DV）などへの対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）の推進や、HPや広報誌で広報啓発の実施</li> <li>県の配偶者暴力相談支援センターや医療機関、警察など関係機関との連携強化、相談体制の充実</li> <li>学校での暴力等の予防啓発や人権教育の充実・強化</li> </ul>	総務課 住民課 子育て支援課 総務課 住民課 子育て支援課 学校教育課
② 子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大分県警察電子メール情報配信システム「まもめーる」を活用し、住民に情報提供</li> <li>子どもを性犯罪等の被害から守るため防犯パトロール隊による子ども見守り活動に対する支援の充実</li> <li>児童虐待防止相談の支援の充実</li> </ul>	総務課     総務課   子育て支援課

地域・職場がすること
○暴力をなくすための予防啓発の推進や、相談体制を充実しましょう

みんながすること
○暴力のない安心して暮らせる社会を築きましょう
○子どもを犯罪から守るため、一人ひとりが子どもを見守りましょう
○悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談しましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	56.9%	80%
ストーカー、セクシュアルハラスメント、性的被害を受けた人のうち相談した人の割合	67.2%	80%

# 女性に対する暴力の相談窓口

ひとりで悩んでいませんか？ 相談できる場所があります。

こんなこと、ありませんか？

パートナーから…

- 避妊に協力してもらえない
- 「好きだから他の人と会わないで」「別れるなら死ぬ！」などの束縛を受ける
- 「ブス」「デブ」「バカ」「キモい」など、傷つく言葉を言われる



これらも、全て暴力です。

どのような理由があっても、暴力は絶対に許されません。



- ・「子どものために我慢。」とっていませんか？  
子どもの前でのDV（配偶者等からの暴力）は、児童虐待にあたります。子どもの心身にも深い傷を残します。
- ・暴力に悩んでいるのはあなただけではありません。  
相談することで、解決のきっかけがつかめるかもしれません。

あなたと、大切な人のこれからのために、  
ひとりで悩まず相談してください。秘密は守られます。

## 【性暴力相談窓口】

おおいた性暴力救援センター・すみれ  
TEL：097-532-0330  
(平日 9:00~20:00)  
メール：ホームページへ

## 【DV相談窓口】

大分県消費生活・男女共同参画プラザ  
TEL：097-534-8874  
大分県婦人相談所  
TEL：097-544-3900



大分県が作成した「女性に対する暴力防止啓発ステッカー」

### 重点目標3 男女の平等と人権を守る環境づくり

#### 【現状と課題】

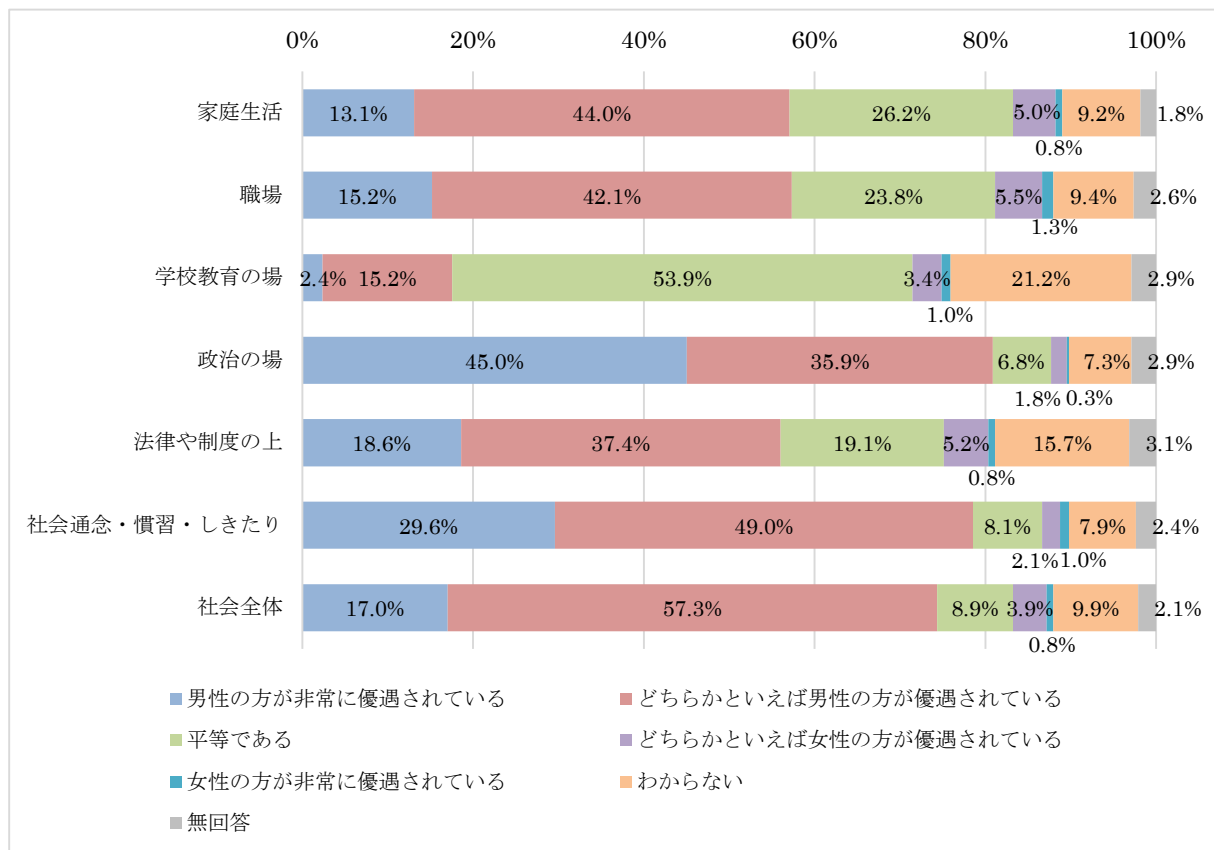
男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの人権が尊重され、性差によって差別されないことが重要です。しかし、家庭・地域・働く場において「男性だから」、「女性だから」といった固定的な性別役割分担意識が今なお根強く残っており、男女共同参画社会の実現の大きな阻害要因となっています。

町の意識調査によると、「家庭生活や職場、学校教育の場などの男女の地位の平等について、学校教育の場以外で男性が優遇されている」という回答率が高くなっている結果となりました。

また、メディアやSNSが社会に与える影響は極めて大きく、一部のメディアやSNSでは、男女の不平等や性別役割分担意識を助長するような誤った表現が含まれているものがあります。町民が自らの意思で情報を読み解くためには、メディア・リテラシーの向上と男女共同参画の正しい理解を促すことが必要です。

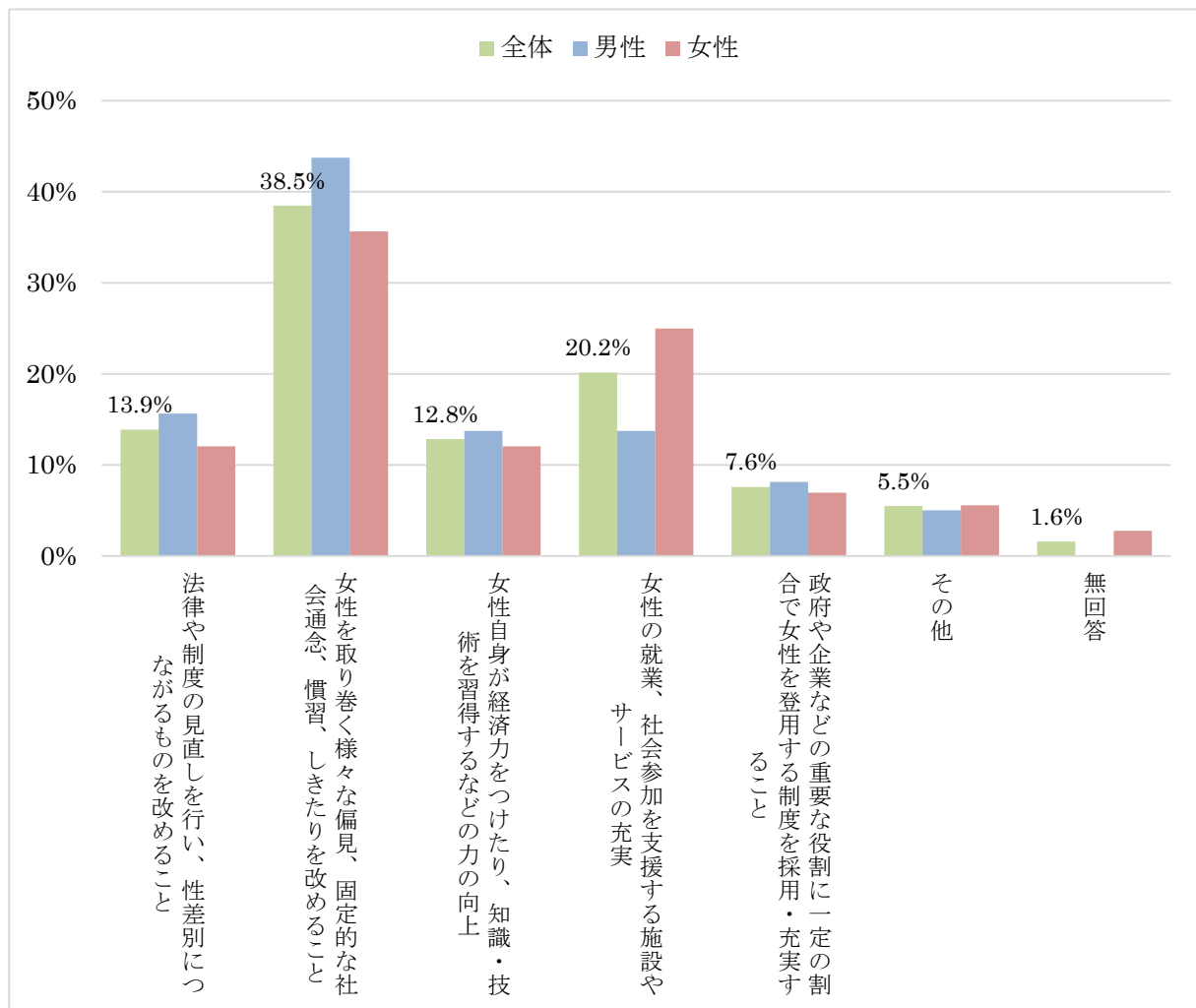
すべての人々が、お互いの人権を尊重し、自らの意思で生き方を選択できるよう、個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが求められています。

#### ●各分野での男女の地位について（単一回答）





●男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために最も重要だと思うこと  
(単一回答)





日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 固定的な性別役割分担の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的な性別役割分担意識の解消及び男女共同参画の正しい理解に向けた各広報媒体による啓発の充実</li> <li>・ 学校教育や社会教育における固定的な性別役割分担の是正への理解促進</li> </ul>	総務課  学校教育課 社会教育課
② 人権に関する啓発の推進・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権に関する講演会や研修会を開催による人権の意識啓発</li> <li>・ 男女共同参画週間・人権週間・差別をなくす運動月間における啓発の充実</li> <li>・ 様々な人権問題に対する相談・支援体制の充実</li> </ul>	住民課 社会教育課 総務課 住民課  住民課 社会教育課 関係課

地域・職場がすること
○人権に配慮した職場づくりをしましょう ○積極的に人権に関する講演会や研修会に参加しましょう

みんながすること
○「男だから、女だから」という考え方にとらわれず、個人を尊重しましょう ○家庭や社会の中で差別するような発言・行動がないか日頃から考えてみましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 <b>【7ページ図表を参照】</b>	64.4%	70%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合 <b>【26ページ図表を参照】</b>	8.9%	30%

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

(女性活躍推進法に基づく日出町推進計画)

### 重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

#### 【現状と課題】

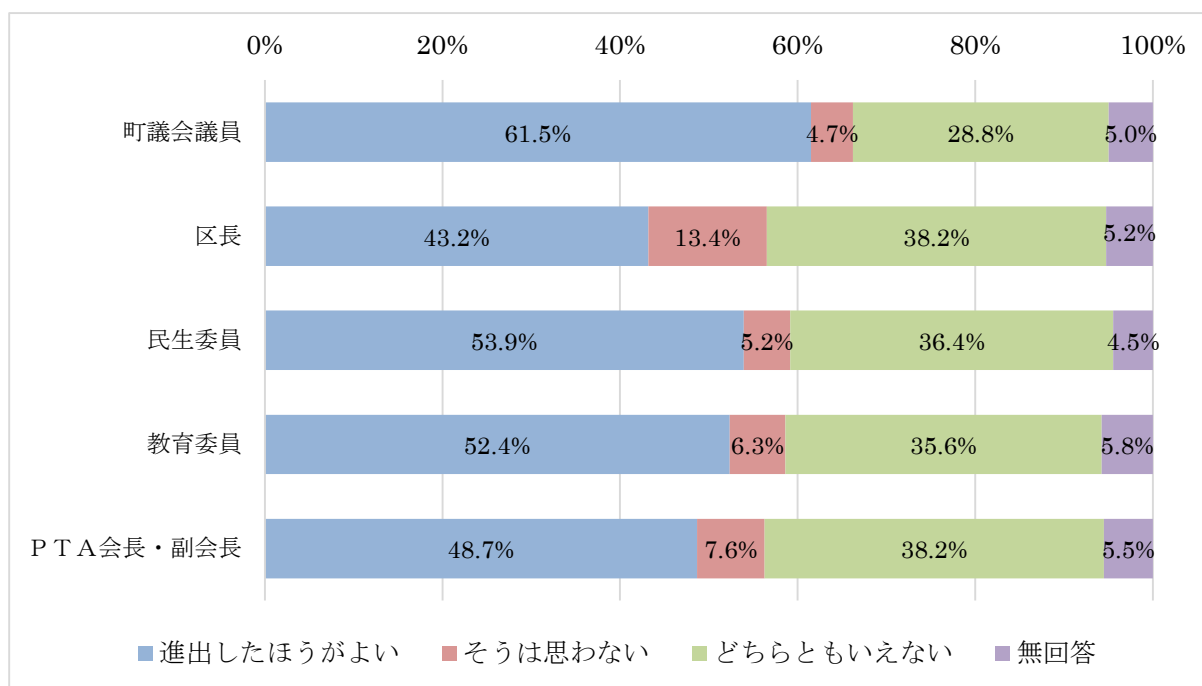
男女共同参画の実現には、男女があらゆる分野について、政策・方針決定過程への参画が促進されることが極めて重要です。

しかし、これまで政策・方針の決定は、歴史的な流れや固定的な性別役割分担意識などによって男性中心となっていました。

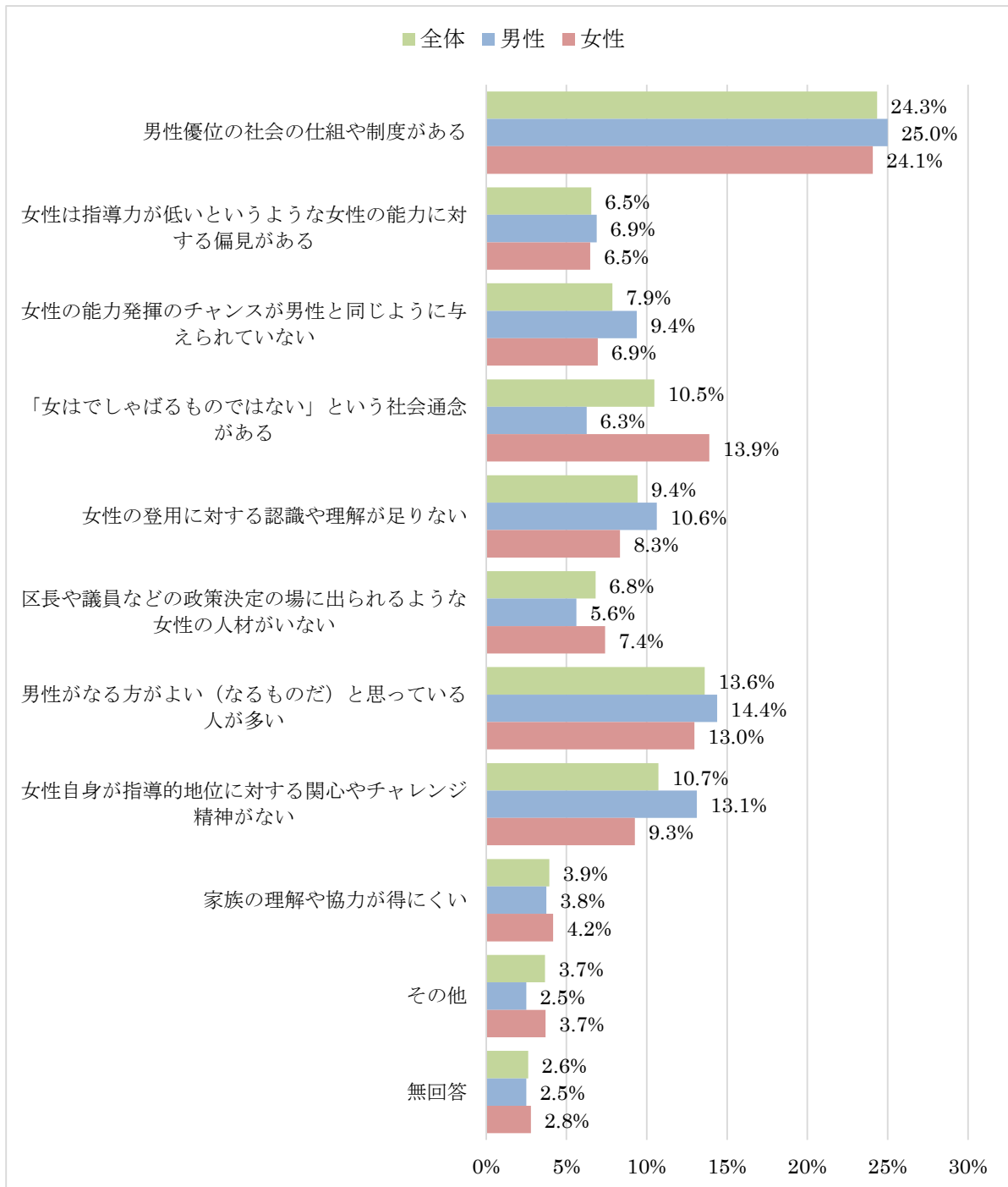
日出町の政策・方針決定の場を見てみると、日出町の管理職に占める女性の割合は低い状況であり、また、地方自治法に基づく審議会等の女性の登用割合は、令和2年4月1日現在で22.1%となっており、前回の計画策定時の19.2%と比べると若干高くなりましたが、依然として低い状況が続いています。

今後、もっと生き生きした日出町をめざすためには、人口減少が進む中、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画を推進していく必要があります。

#### ●次の役職の女性の進出について（単一回答）



●指導的地位や自治会・町内会等の女性参画が少ない理由（単一回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 各種審議会等委員の女性登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種審議会等の女性委員の登用率40%をめざし推進</li> <li>女性委員のいない審議会等への女性の登用を推進</li> <li>男女共同参画の考え方を取り入れた委員選考方法の見直し</li> </ul>	全庁 全庁 全庁
② 職場における役職・管理職への女性の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職・管理職への女性の登用に関し、事業所への啓発活動の実施</li> <li>役場内における、男女間格差のない役職・管理職への登用の継続</li> </ul>	総務課 総務課
③ 女性人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の人材育成のための研修会等の積極的な情報提供</li> <li>各種団体等で活躍している女性と情報交換し、人材育成の支援</li> </ul>	総務課 総務課

地域・職場がすること
○役職・管理職に女性を積極的に登用しましょう ○これまでの各種団体のメンバーや役員の構成を一度見直してみましょう

みんながすること
○県や町が主催している男女共同参画の講演会等に積極的に参加しましょう ○地域活動に積極的に参加しましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	22.1%	40%
区長75名のうち、女性の人数	2人	5人

## 重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の実現

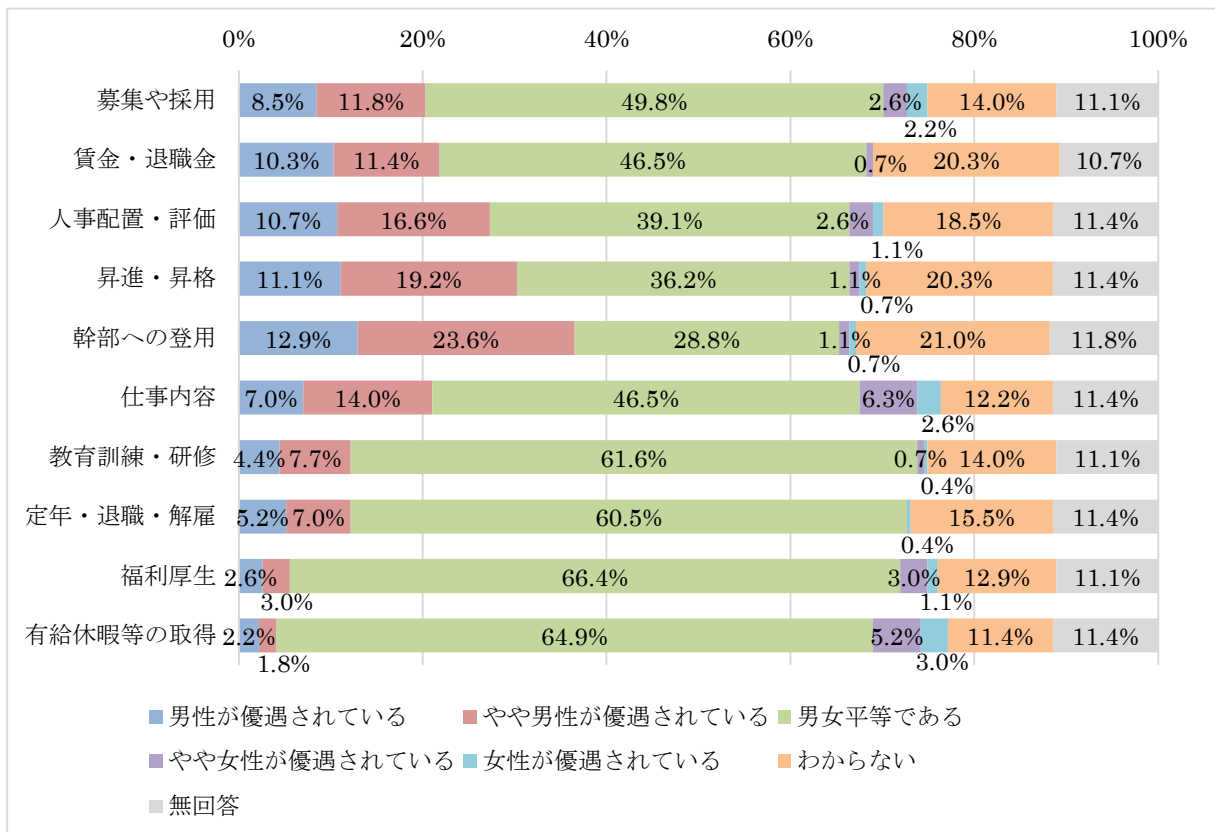
### 【現状と課題】

雇用の分野では、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などに基づき、職場の男女の均等な機会と待遇の確保や女性労働者が妊娠、出産後も引き続き能力を発揮する機会を確保するようになってはいますが、依然として採用、賃金、昇進等において、男女の間に格差が見られます。

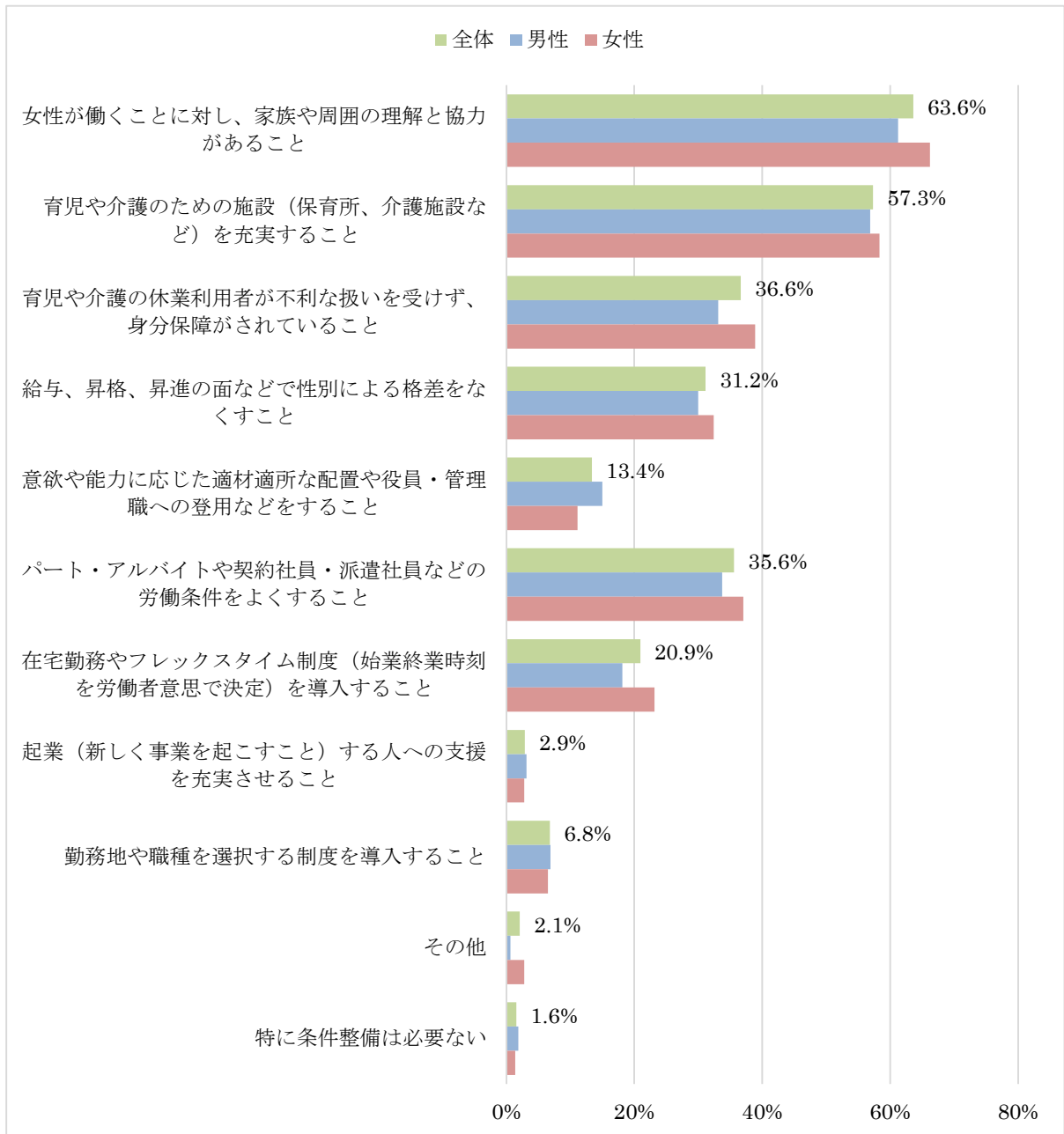
また、結婚や出産、子育て期に退職する女性が多いため、就職を継続できるような雇用体制が求められています。町民意識調査によると、女性が職業を持ち続けていくために必要な支援や改善は、「家族や周囲の理解と協力があること」が63.6%で、最も高い割合となっています。次いで、「育児や介護のための施設を充実すること」が57.3%となっています。

男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるよう、男女労働者間の格差を解消するためには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる女性活躍推進法）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することや、女性が働きやすい環境を整備することが重要となっています。

### ●今の職場で次のような項目で男女平等になっていますか（単一回答）



●女性が職業を持ち続けるために必要な支援や改善について（複数回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セクシュアルハラスメント等に関する防止対策の推進</li> <li>・労働相談窓口の設置や、再就職への支援などに関する情報提供</li> <li>・職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図るためのポジティブ・アクションの啓発による推進</li> </ul>	総務課  商工観光課  総務課
② 女性の就業継続、再就職のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児保育の実施</li> <li>・幼児教育・保育の提供体制の確保</li> <li>・放課後児童クラブの拡充</li> <li>・国や県などの関係機関による再就職への支援の情報提供</li> </ul>	子育て支援課 子育て支援課 教育総務課 子育て支援課 学校教育課 商工観光課

地域・職場がすること
○性別を理由とした採用・配置・昇格など差別的取扱いがない職場づくりを推進しましょう

みんながすること
○自分の労働条件は一度確認し、疑問がある時は問い合わせましょう
○男女が対等なパートナーであるという意識を持ち、差別的取扱いをせず働きましょう

【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合 【26 ページ図表を参照】	23.8%	40%

### **女性活躍推進法**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成 27 年 8 月 28 日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

### **積極的改善措置（ポジティブ・アクション）**

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。



### 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

#### 【現状と課題】

人口減少、少子高齢化が進展する中で、男女がお互いに支えあっていく社会を形成するためには、男女ともに働き続けられる環境が求められていますが、固定的な性別役割分担意識を背景に、男性は仕事優先で、家事や育児、介護等の家庭生活の大部分を女性が担っているのが現状です。

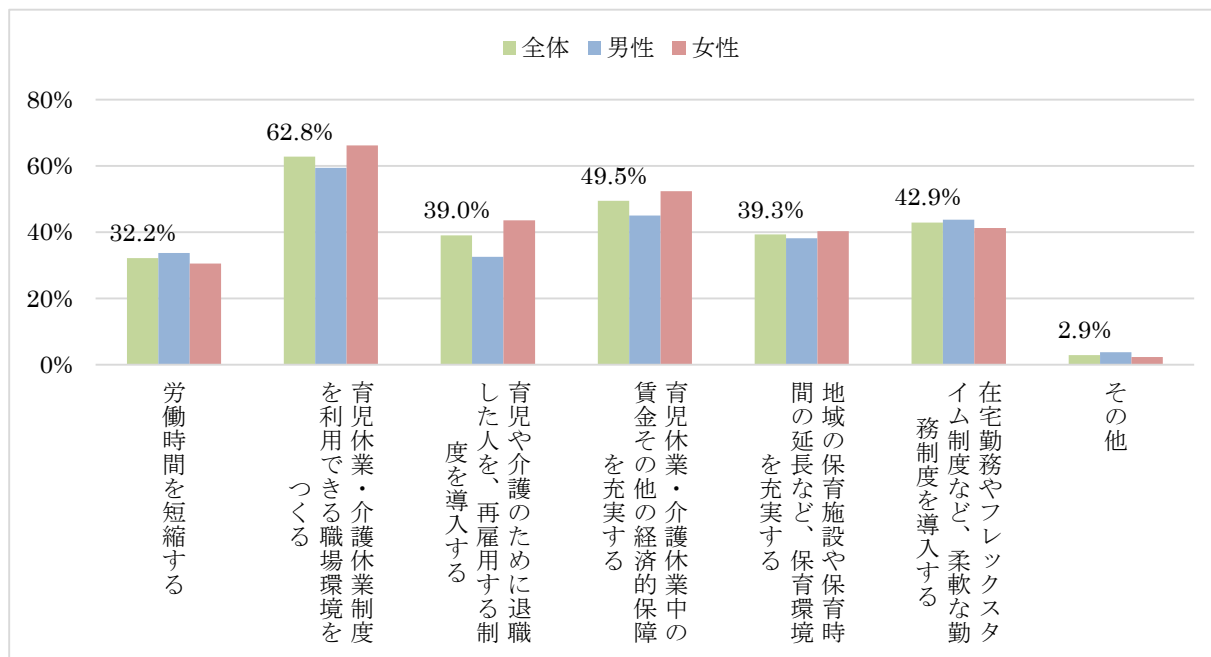
そのため、男性は育児がしたくても育児ができず、また、女性は働きたくても働けない状況であり、男女がともに仕事、家庭生活、地域活動を、個々のスタイルに応じ、自ら希望するバランスで行うことができる「ワークライフバランス」の推進が必要不可欠です。

町民意識調査によると、家庭においては、夫婦が協力して家事や育児、介護等を行うことを理想しながら、実際には、女性が全般担っているという結果となっています。

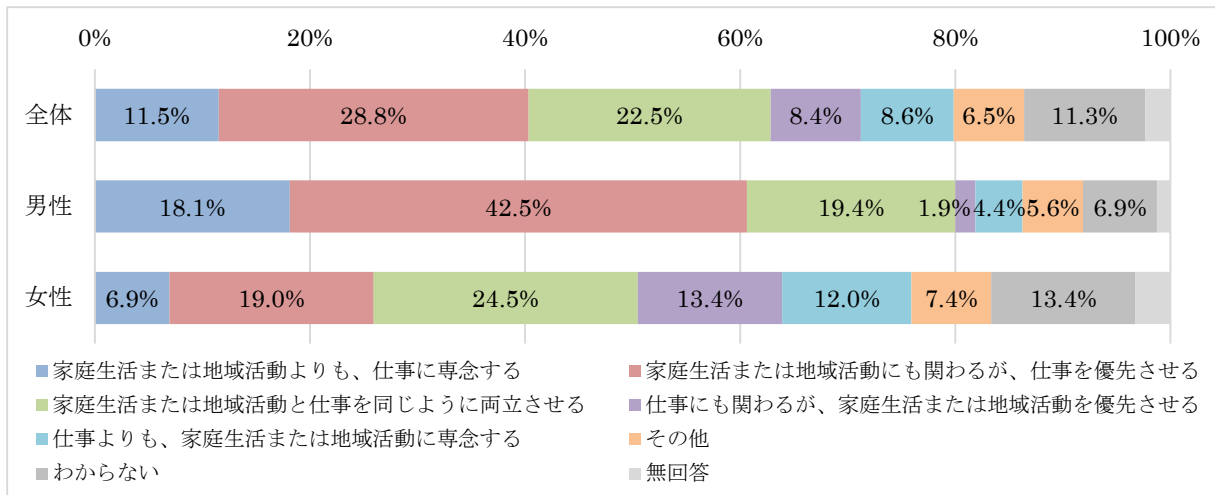
また、男性と女性がともに仕事と家庭生活を両立させていけるような職場環境をつくるためには、全体では、「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」が62.8%と最も高くなっており、次いで「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的保障を充実する」が49.5%となっています。

男女がともに、家庭の責任を果たしながら職業生活や地域活動を両立させるには、男女の性別役割分担意識を改めるとともに、子育てしやすい環境づくりを推進していくことが求められています。

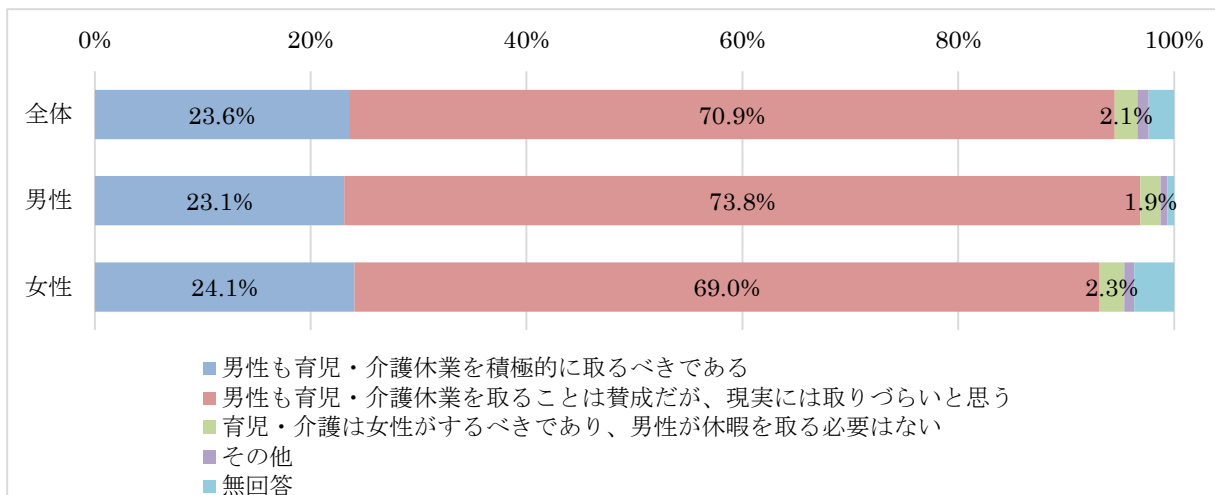
#### ●ワークライフバランスを実現するために必要なこと（複数回答）



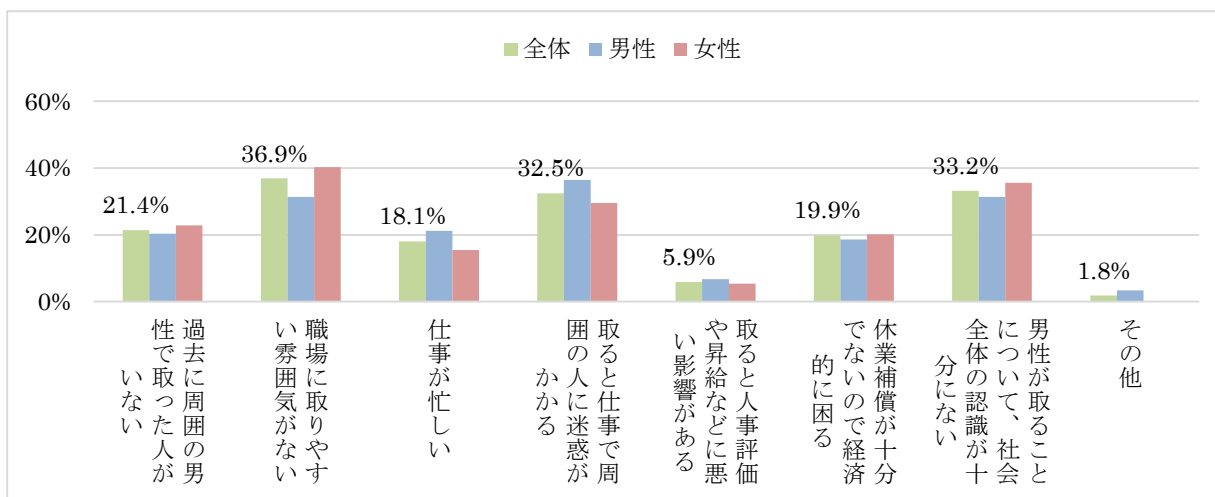
●仕事と家庭生活、地域活動の優先度について（単一回答）



●男性が育児・介護休業を取得することについて（単一回答）



●男性が育児・介護休業を取得しにくい理由について（複数回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① ワークライフバランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性別役割分担意識の改善を促す啓発・推進活動の実施</li> <li>・職場での長時間労働の改善や健康指導・相談などの健康管理の体制整備、メンタルヘルス対策について、広報誌等で普及啓発</li> </ul>	総務課 商工観光課 総務課 商工観光課
② 男女がともに担う子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女ともに年次有給休暇や育児・介護休業を取得しやすい環境づくり</li> <li>・延長保育・一時保育の充実</li> <li>・病児・病後児保育の実施【再掲】</li> <li>・乳児保育、障がい児保育の推進</li> <li>・両親学級の実施方法の検討</li> <li>・育児相談体制の充実</li> <li>・男性の子育てを応援するシンボルマークの普及やインターネット等多様な媒体を活用した広報啓発</li> <li>・ひとり親家庭のサポート体制の充実</li> <li>・ファミリーサポートセンター事業の実施</li> <li>・地域包括ケアの充実、認知症施策の推進【再掲】</li> <li>・高齢者自身や高齢者を支援する町民の自主的な地域活動の促進【再掲】</li> </ul>	総務課 商工観光課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課 総務課 子育て支援課 子育て支援課 健康増進課 健康増進課

地域・職場がすること
○育児休業・介護休業などを取得しやすい環境づくりをしましょう ○長時間労働の改善に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進しましょう ○妊娠・子育て、介護をしている労働者に十分配慮し、柔軟な働き方の選択ができる勤務制度について普及啓発しましょう

### みんながすること

- 女性だけではなく、男性も積極的に家事や育児を行いましょう
- 仕事が長時間労働にならないように心がけましょう
- 高齢者が自立した日常生活を送れるように地域全体で支援しましょう

#### 【数値目標】

項目	計画策定時の数値	目標値
仕事と家庭生活の両立が出来ていると感じていない人の割合	20.1% (令和元年度)	15% (令和6年度)
初産婦の両親学級の参加率	43.3% (令和元年度)	55% (令和6年度)

### ワークライフバランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

### 男性の子育てを応援するシンボルマーク

大分県が、パパの子育て後押しキャンペーンの一環として、パパの男性の子育て参画を印象付け、社会全体で男性の子育てを応援する機運を高めるために作成したシンボルマークです。「男性の子育て参画日本一」に向けた各種啓発に役立てています。

### ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整をすること。

## 重点目標4 あらゆる分野への男女共同参画へ向けた推進

### 【現状と課題】

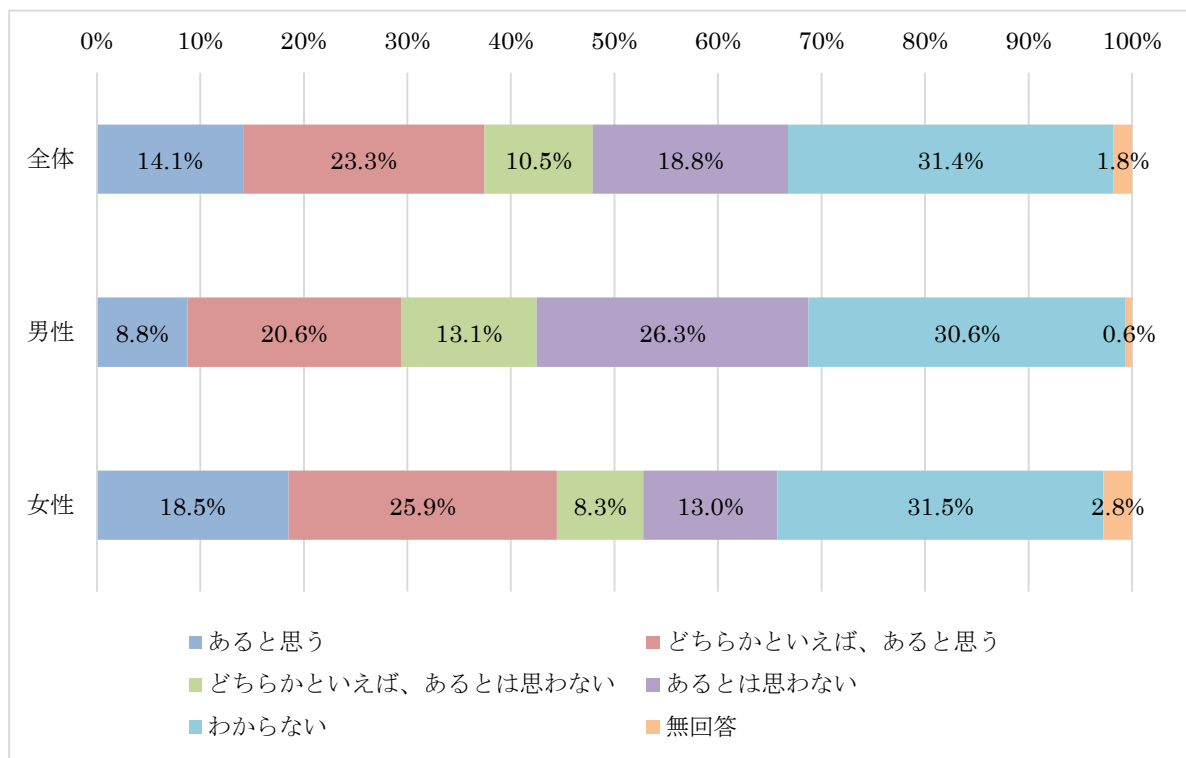
地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、教育や福祉、防災分野など多岐にわたり地域の力が求められています。

日出町は、男女がともに、手を取り合って「住みたくなるまち、住んでよかったと思えるまち」を目指しており、そのためには、地域の中で、あらゆる分野に男女が共同し、参画していくことが大切です。

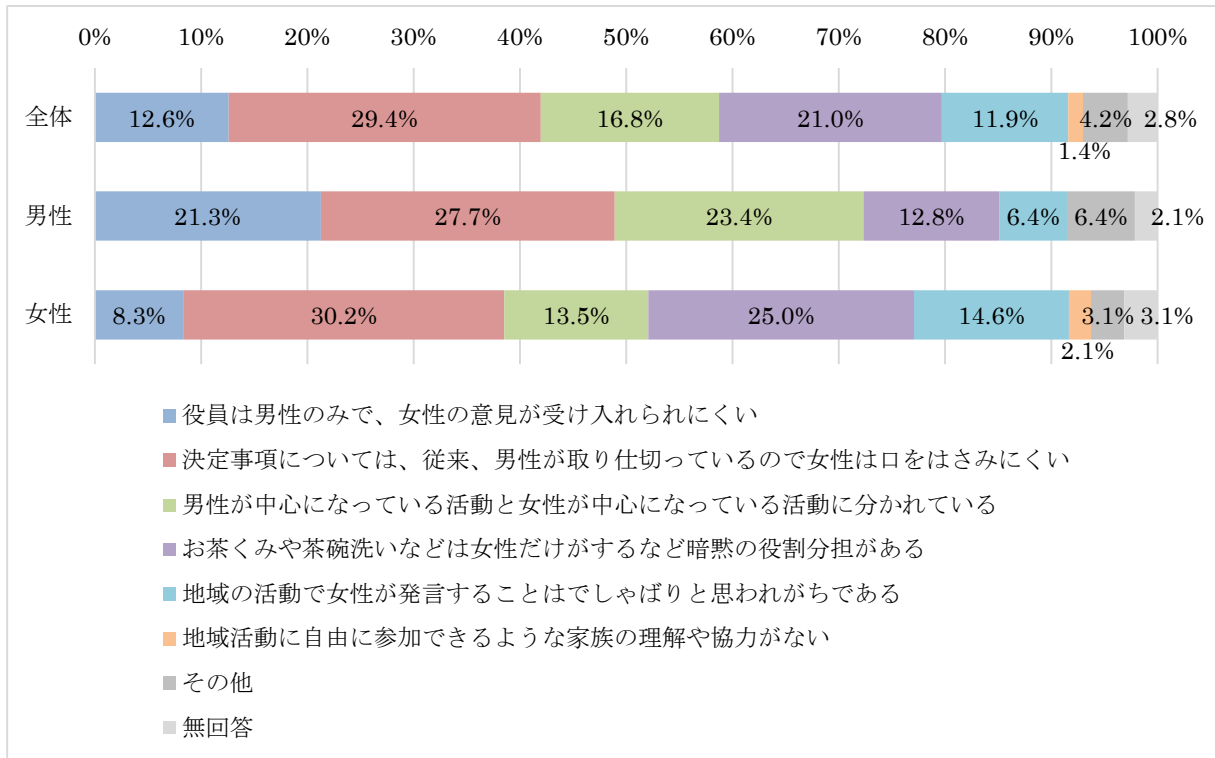
しかし、町民意識調査によると、「自治区などの地域の集まりや作業の中で、女性も男性と共に参加したり、男性と同じように発言することがしづらい雰囲気や状況がある」と回答した人が全体の37.4%となっており、依然として女性の意見が反映されにくい現状があります。

これから地方分権がますます進展する中で、魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、男女共同参画を推進していく必要があります。

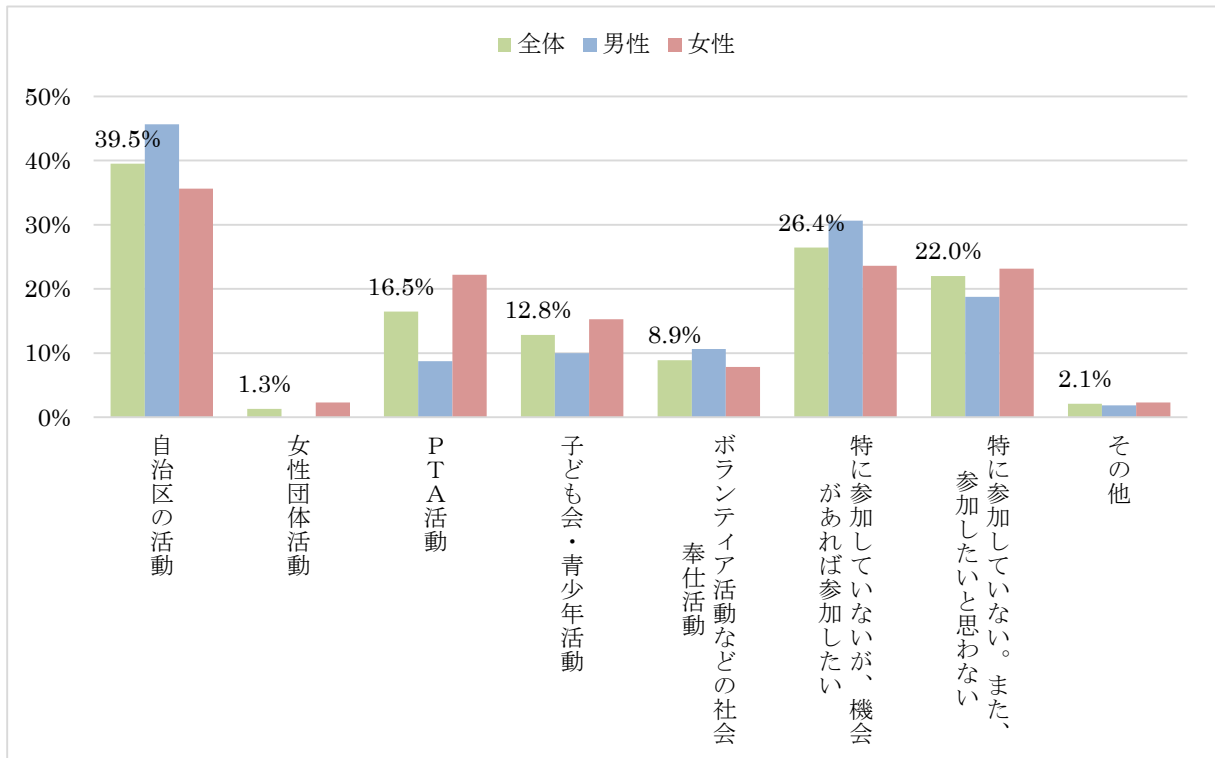
### ●自治区などの地域の集まりや作業の中で、女性が発言しづらい雰囲気や状況について (単一回答)



### ●女性が発言しづらい理由について（単一回答）



### ●地域活動の参加内容について（複数回答）



日出町がすること		
施策の方向性	具体的施策内容	担当課
① 地域社会における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女がともに地域活動に参画できるよう、意識啓発の継続</li> <li>・女性団体連絡協議会を通じて町内の各種女性団体の活動の推進・連携の促進</li> <li>・PTA、自治会など地域の活動における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る</li> </ul>	総務課・全庁  総務課  総務課・全庁
② 農林・商工などにおける男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業女性の組織活動を支援し、次代の女性リーダーの育成</li> <li>・農業委員会の女性委員の登用推進</li> <li>・家族経営協定や夫婦による認定農業者の共同申請の普及啓発</li> <li>・農林漁業に関する起業活動を行う女性に対して、経営や加工技術の支援</li> <li>・魅力ある農漁村をつくるために、消費者や住民との交流を支援</li> <li>・商工会等が実施している女性部員を対象とした研修会や講習会の支援</li> <li>・女性の経済的自立による雇用の促進</li> </ul>	農林水産課  農業委員会 農林水産課 農業委員会 農林水産課  農林水産課  商工観光課  商工観光課
③ 防災・災害などにおける男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の防災アドバイザー派遣制度を活用し、女性が地域の防災活動に参画しやすい環境整備を支援</li> <li>・日出町地域防災計画に基づき、避難所の運営や避難生活では女性の視点を取り入れるため、女性防災士の育成及び技術の向上を図る</li> <li>・防災、災害時において、女性の視点に立ったきめ細やかな配慮ができる女性消防団員の確保</li> </ul>	総務課  総務課  総務課

### 地域・職場がすること

- 自営業では、男女がともに協力して経営や家事に参画しましょう。
- 地域の活動において、多様な政策・方針決定過程への女性の参画を拡大しましょう

### みんながすること

- 地域の活動に積極的に参画し、男女の視点を取り入れましょう
- 自主防災組織の中に、女性防災士を増やしましょう

#### 【数値目標】

項目	計画策定時の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
女性消防団員の割合	3.96%	5%
女性防災士の人数(日出町防災士会)	26人	40人

### 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。



## 数値目標一覧

項目	計画策定の数値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
男女平等や男女共同参画をテーマにする話題に関心がある割合	53.1%	80%
学校教育の場において、「男女の地位が平等」と感じる人の割合	53.9%	75%
地域ぐるみで支えあう福祉体制が整備されていると感じる町民の割合	56.5%	70%
障がいの有無にかかわらず、生きがいを持ち安心して生活できると感じる町民の割合	64.1%	70%
男性のお達者年齢	80.0歳	81.0歳
女性のお達者年齢	84.4歳	85.4歳
職場において、喫煙者の配慮がないと感じた妊婦の割合	2.3% (令和元年度)	0% (令和6年度)
朝食を毎日食べている子どもの割合(小学生)	91.6% (令和元年度)	99% (令和6年度)
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	56.9%	80%
ストーカー、セクシュアルハラスメント、性的被害を受けた人のうち相談した人の割合	67.2%	80%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	64.4%	70%
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	8.9%	30%
審議会等(法に基づく)における女性委員の割合	22.1%	40%
区長75名のうち、女性の人数	2人	5人
職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	23.8%	40%
仕事と家庭生活の両立が出来ていると感じていない人の割合	20.1% (令和元年度)	15% (令和6年度)
初産婦の両親学級の参加率	43.3% (令和元年度)	55% (令和6年度)
女性消防団員の割合	3.96%	5%
女性防災士の人数(日出町防災士会)	26人	40人

## 第4章

# 計画の実現に向けて

### 1 推進体制

男女共同参画社会の実現をめざすためには、この計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進しなければなりません。そのためには、推進体制の充実・強化を図ることや、企業、各種団体や町民のみなさんとの連携・協働を図り、社会のあらゆる分野における取組を推進していくことが必要です。

#### (1) 町の推進体制の充実・強化

町職員幹部で構成する「日出町男女共同参画推進本部」の機能を十分に発揮し、日出町男女共同参画推進条例及びこの計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、職員が男女共同参画の理念を理解し、率先して男女共同参画を推進できるよう研修を行います。

#### (2) 日出町男女共同参画審議会との連携

町民の代表で構成する「日出町男女共同参画審議会」において、この計画の策定・変更について調査審議し、町民及び事業者からの申出等の処理、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議します。

#### (3) 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関における男女共同参画に関する情報収集や情報交換を行うとともに、広報・啓発活動の連携強化を図ります。

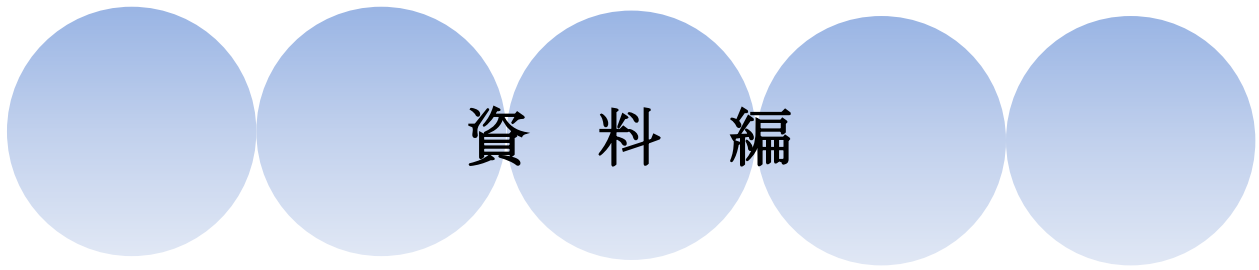
#### (4) 町民、事業者、各種団体等との連携

町民、事業者、各種団体等との連携を図り、協力して効果的な施策の推進に取り組みとともに、男女共同参画に関する情報提供等を進め、意識啓発に努めます。

#### (5) 計画の進行管理

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、計画の進行管理は日出町男女共同参画推進本部が行い、定期的に進捗状況を調査し、計画の点検・評価等を行います。

また、毎年度、男女共同参画の推進状況等について報告書を作成するとともに、町のHP等を通じて公表します。



資 料 編

# 日出町男女共同参画推進条例

平成 18 年 7 月 4 日条例第 18 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条－第 18 条）

第 3 章 日出町男女共同参画審議会（第 19 条・第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の形成に向け、国際社会の取組みと連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、真の男女共同参画社会実現のための取組みが行われている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

こうした状況のなかで、明るい将来を展望できる町政の実現をめざす本町は、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会の形成に向けた取組みを推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ効果的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該性的な言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあった者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に分担と責任を分かち合いながら、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすること。

(5) 幼児教育、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進の意義を浸透させること。

(6) 男女が相互の身体の特徴について理解を深め、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合い、心身ともに健やかな生活を営むことができるようにすること。

(7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び県と連携して取り組むとともに、町民及び事業者の模範的姿勢を示すものとする。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制の整備その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、是認し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を計画的かつ効果的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日出町男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第11条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第12条 町は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 町は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任にあたっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 町は、民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(町民及び事業者からの申出等)

第14条 町長は、町民及び事業者から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情の申出、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 町長は、前項の処理にあたって必要があると認めるときは、日出町男女共同参画審議会の意見を聞くことができる。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第16条 町は、町民及び事業者に対し、男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告)

第18条 町長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 日出町男女共同参画審議会

(日出町男女共同参画審議会)

第19条 次に掲げる事務を行うため、日出町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第9条第4項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (2) 第14条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議すること。

(組織及び委員)

第20条 審議会は、町長が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

### 第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 大分県男女共同参画推進条例

平成14年3月29日大分県条例第23号  
改正 平成21年3月30日大分県条例第20号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に

対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。

四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ)をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理

念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第八条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

## 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第九条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十一条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第十二条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第十三条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第十四条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第十五条 知事は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）から、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第十七条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第十九条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第三章 大分県男女共同参画審議会

#### (大分県男女共同参画審議会)

第二十条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 第九条第四項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- 二 第二十二條第一項の規定による県民等からの申出を処理すること。
- 三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

#### (組織及び委員)

第二十一条 審議会は、知事が任命する委員二十人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (審議会に対する苦情等の申出)

第二十二条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

- 2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。
- 3 審議会は、第一項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。
- 4 審議会は、前二項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

#### (男女共同参画苦情処理委員)

第二十三条 審議会に、前条第一項の規定による県民等からの申出に係る事項を専門的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条第二項から第四項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するもの

とする。この場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

#### 第四章 雑則

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第三章の規定は、平成十四年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められている男女共同参画計画は、第九条第一項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号

改正 平成 11 年 7 月 16 日号外法律第 102 号

改正 平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)



第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。